
第6編 次世代育成支援行動計画(後期計画)

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を、迅速かつ重点的に推進するために平成15年7月に制定された10年間の時限立法です。

鳥羽市においても、この法律に基づく「鳥羽市次世代育成支援行動計画～子育て応援プラン“とぼっ子Ⅱ”」（前期計画）を策定し、休日保育の実施（平成17年8月～）や、子育て支援センターの開設（平成19年6月～）など、子育てに対する支援の強化に努めてきました。

少子化が進む今日、市民が安心して子どもを生み育て、明日の鳥羽市を創る子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、市政の最重要課題の1つです。

そのため、平成22～26年度の5年間における鳥羽市の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、市民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「鳥羽市次世代育成支援行動計画～子育て応援プラン“とぼっ子Ⅲ”」（後期計画）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境など、各分野における市の総合的な次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業など、子どもを取りまくすべての市民が、それぞれの立場で取り組む指針となるものです。

- ① 市にとっては、総合的かつ計画的な次世代育成の指針となります。
- ② 市民・各種施設・企業にとっては、子育てに関わる市民活動や施設運営、企業活動などの指針となります。
- ③ 国・県に対しては、鳥羽市の次世代育成の方向性を明示し、それに基づき国・県の各種施策の実現を促進していきます。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成22～26年度の5年間とします。

第4節 策定の方法

本計画は、アンケート調査により子育て中の保護者のニーズを把握したのち、市民・職員混合の計画策定作業部会で、課題整理や方向性の検討・協議を行い素案を作成し、総合保健福祉計画策定委員会の議論を経て策定しました。

第2章 社会背景

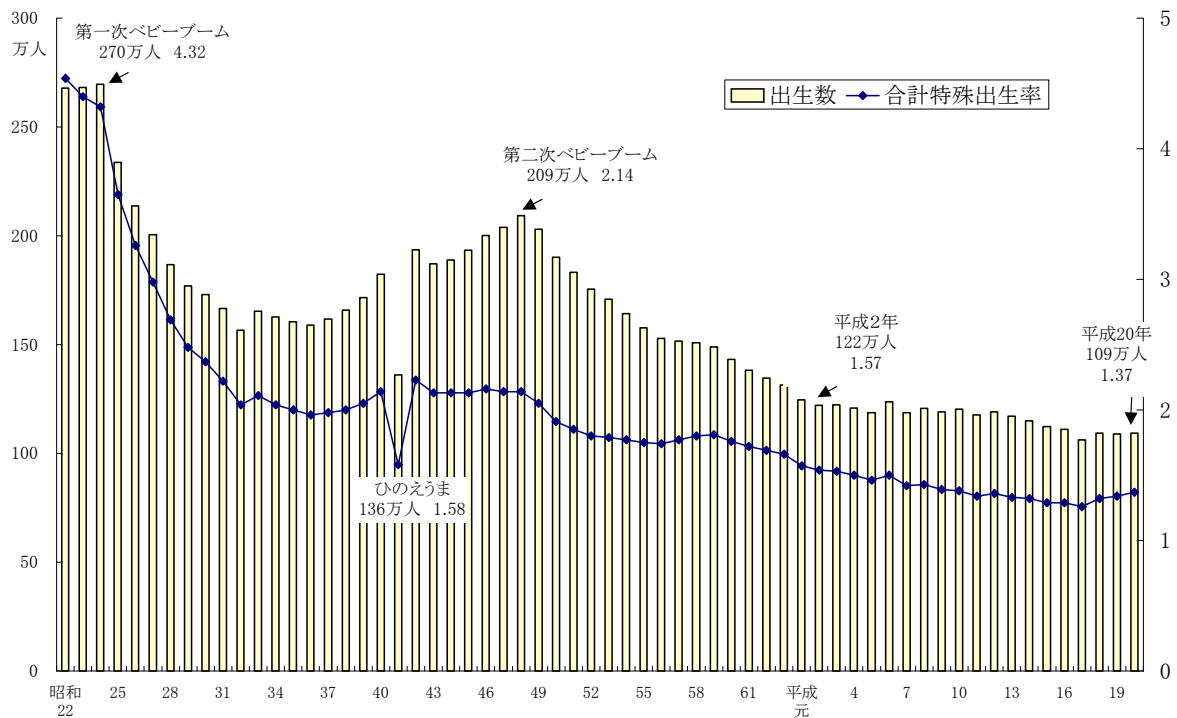
第1節 子どもや子育て家庭をとりまく時代状況

1 少子化傾向の持続

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降、減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなる、社会の活力が低下するなどの影響が懸念されています。

わが国の出生数と合計特殊出生率の推移



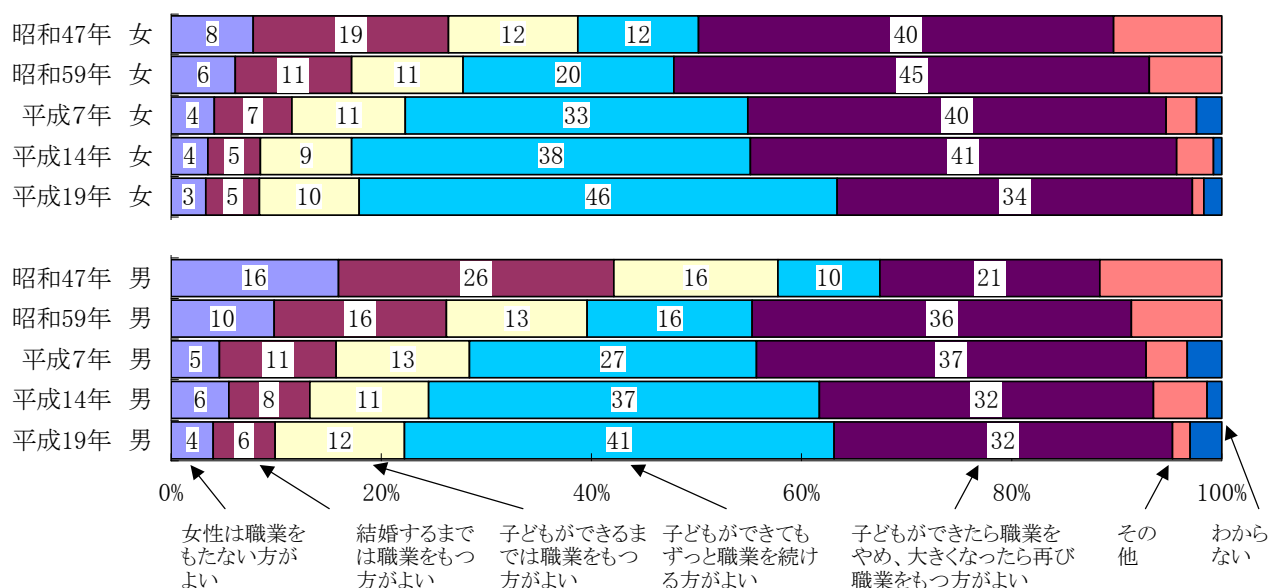
資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。
1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされる。

2 女性の社会進出

女性の自意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとっても有益でかつ当然のことです。しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直しなどが課題となっています。

女性が職業をもつことに対する意識の変化



注：昭和47年は18歳以上、昭和59、平成7、14、19年は20歳以上の者を対象として調査している。

資料：総理府広報室『婦人に関する意識調査』（昭和47年10月）、『婦人に関する世論調査』（昭和59年5月）、『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成7年7月）（平成14年7月）（平成19年8月）による。

3 地域社会の環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育む仕組みづくりが求められています。

第2節 国の政策動向

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、子どもの数の減少が社会問題として認識され、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などが進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

国の政策動向

	国の政策動向	摘要
平成2年	(1.57ショック)	少子化問題が注目される。
平成6年	エンゼルプラン(7～16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業(7～11年度)	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。
平成7年	育児休業給付の開始	
平成9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画(平成9～13年度)を策定。
平成10年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
平成11年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など6項目を決定。
	新エンゼルプラン(12～16年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計20項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数8倍、ファミリー・サポート・センター設置数5倍などの成果。
平成12年	健やか親子21(平成13～22年度)	局長委嘱による「健やか親子21検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など60項目強の数値目標。計画期間の26年度までの延長が決定。
平成13年	待機児童ゼロ作戦(14～16年度)	保育所受入児童数を平成14～16年度の3年間で15万人増が目標。15万人増は達成。待機児童数は16年度から減少に転じた。
平成14年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。
平成15年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性8割、男性1割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化社会対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。

	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する 10 年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上の事業主に行動計画策定を義務化。
平成 16 年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた 28 の行動を掲げる。
平成 17 年	子ども・子育て応援プラン(17～21 年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
平成 18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、①3 歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
平成 19 年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成 21 年4月現在で全国 358 か所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定。
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に(現行 20%)、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に(現行 19%)という2つの目標をめざし施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚・出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計。
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。用途を明確にして消費税増税で賄う。
平成 22 年	子ども・子育てビジョン(22～26 年度)	市町村の次世代育成支援後期行動計画に対応した国の計画。数値目標は、病児・病後児保育の年間延べ利用日数を6倍強に、放課後児童クラブの年間利用実人数を 1.4 倍にするなど。

第3章 鳥羽市の子どもや子育てをとりまく状況

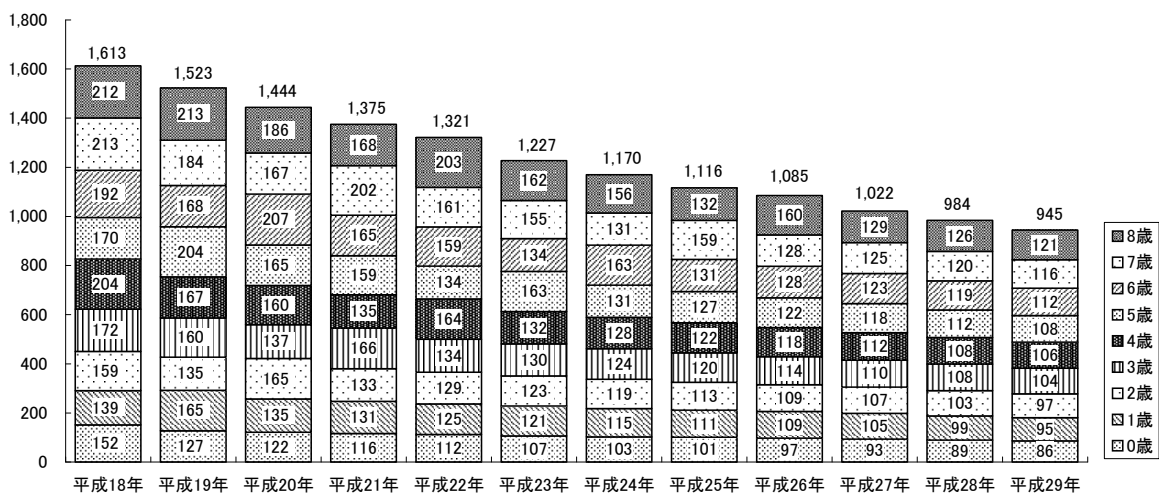
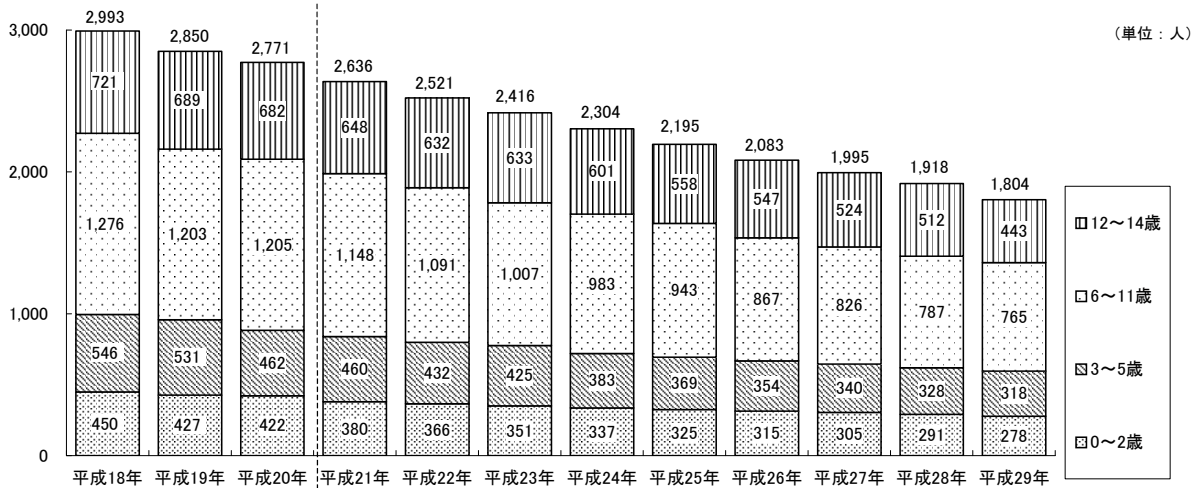
第1節 人口の動向

1 人口

平成20年10月1日現在の住民基本台帳によると、鳥羽市の年少人口（0～14歳）は2,771人で、平成26年には2,083人に、平成29年には1,804人になるものと推計されます。また、平成20年の20～30代女性の人口は2,243人、男性は2,314人で、平成26年には女性が1,692人、男性が1,838人になるものと推計されます。

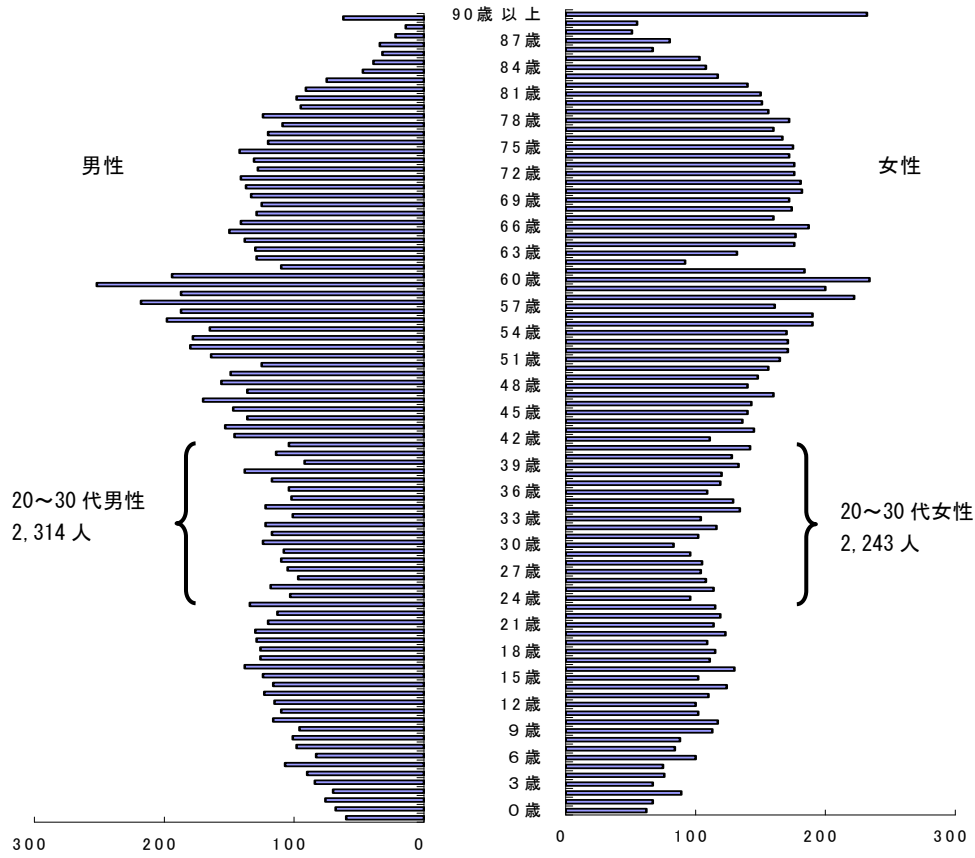
これらは、現在の減少傾向が今後も継続すると仮定して推計したものです。子どもや若者世代の人口減少は危機的状況にあると言え、まちの活性化のためにも、若者定住策を強力に推し進めていくことが求められます。

年少人口の推移と推計

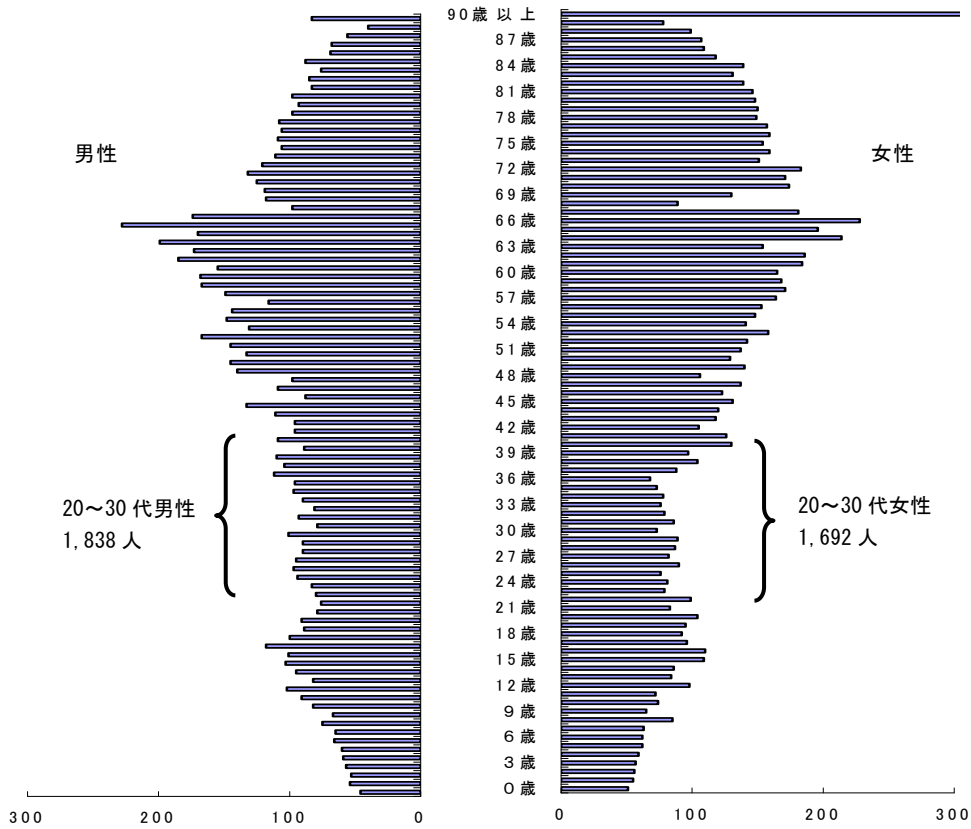


平成 20 年と平成 26 年の人口ピラミッド

[平成 20 年実績]



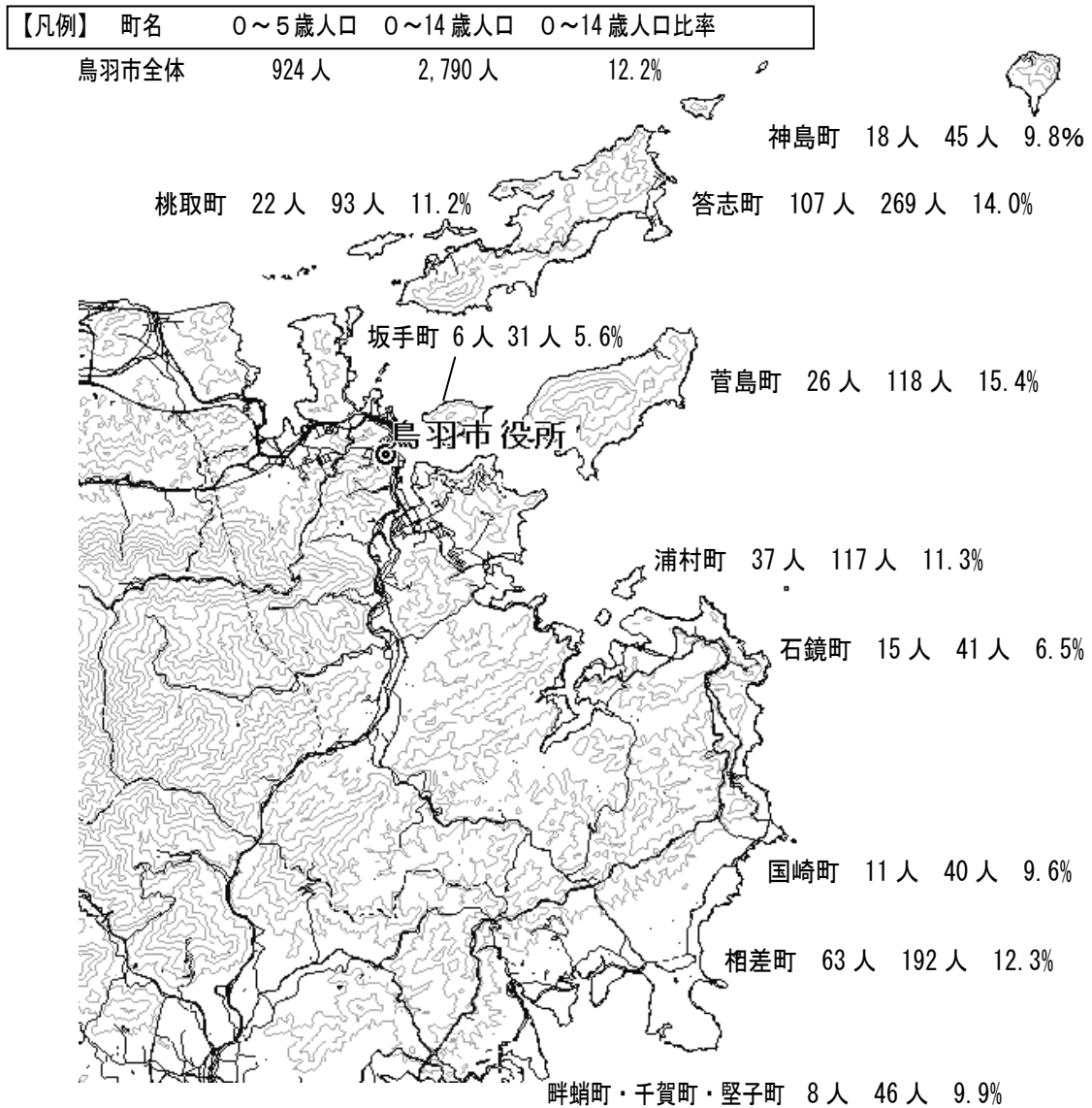
[平成 26 年推計]



鳥羽市では、人口の約4割が4つの有人離島と沿岸部の5つの漁村地区に住んでいます。平成20年3月末現在の年少人口比率は、鳥羽市全体で12.2%であるのに対し、菅島町で15.4%、答志町で14.0%と高い一方、坂手町で5.6%など他の地区では低くなっています。

こうした離島・漁村地区の若者定住策も鳥羽市固有の課題と言えます。

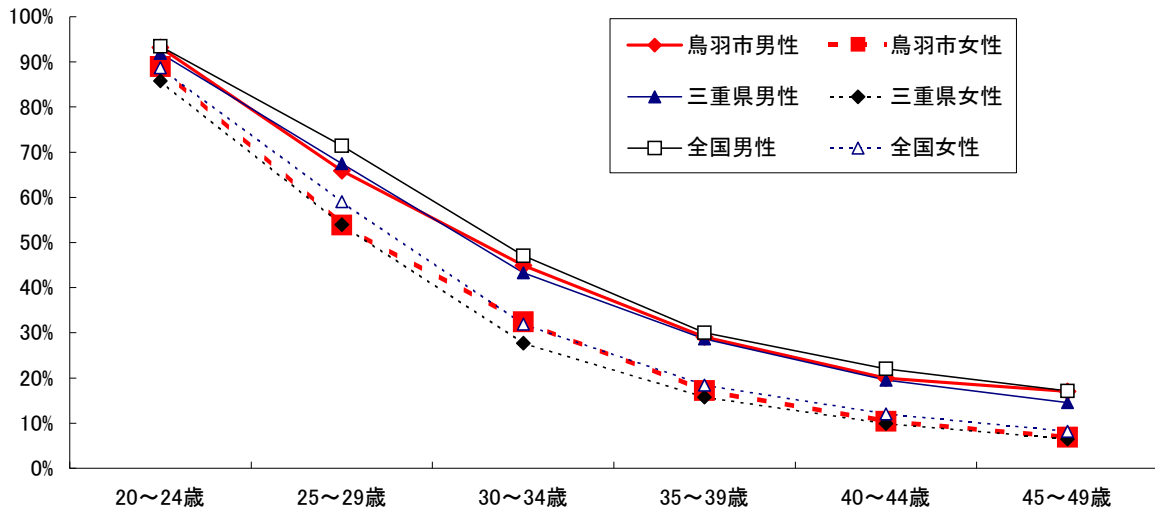
離島・漁村地区の年少児童数（平成20年3月末現在）



2 婚姻・出生

平成 17 年国勢調査で年齢別・男女別の未婚率をみると、20 代から 40 代までいずれの年齢層においても、女性より男性の方が未婚率が高く、40 代でも男性の 2 割、女性の 1 割が未婚者となっています。鳥羽市の未婚率は男女とも、また、いずれの年齢層でも、県平均や全国平均とほぼ同程度であり、晩婚化は鳥羽市にとっても課題と言えます。

年齢別・男女別の未婚率（平成 17 年）

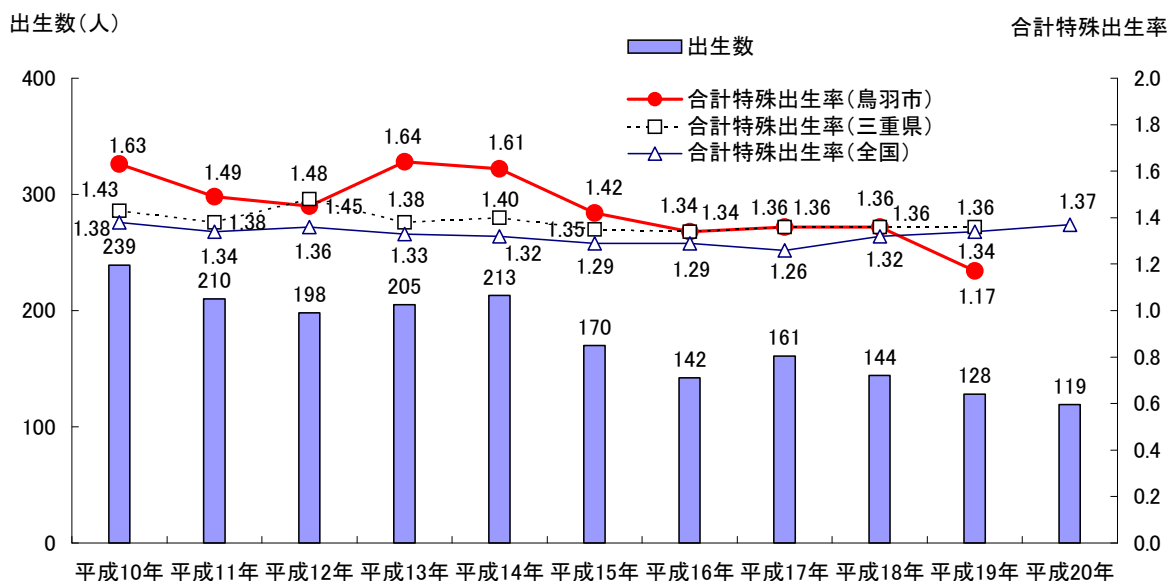


注：晩婚化の現状を把握するためのデータであるため、死別・離別者は除いている。

資料：国勢調査

こうした晩婚化の影響や、若者人口そのものの減少などから、鳥羽市の出生数は減少傾向にあり、平成 20 年度は 119 人と、平成 10 年度のほぼ半数となっています。合計特殊出生率は近年、県平均や全国平均とほぼ同程度で推移してきましたが、平成 19 年は 1.17 と県平均や全国平均より低くなっています。

出生数と合計特殊出生率の推移

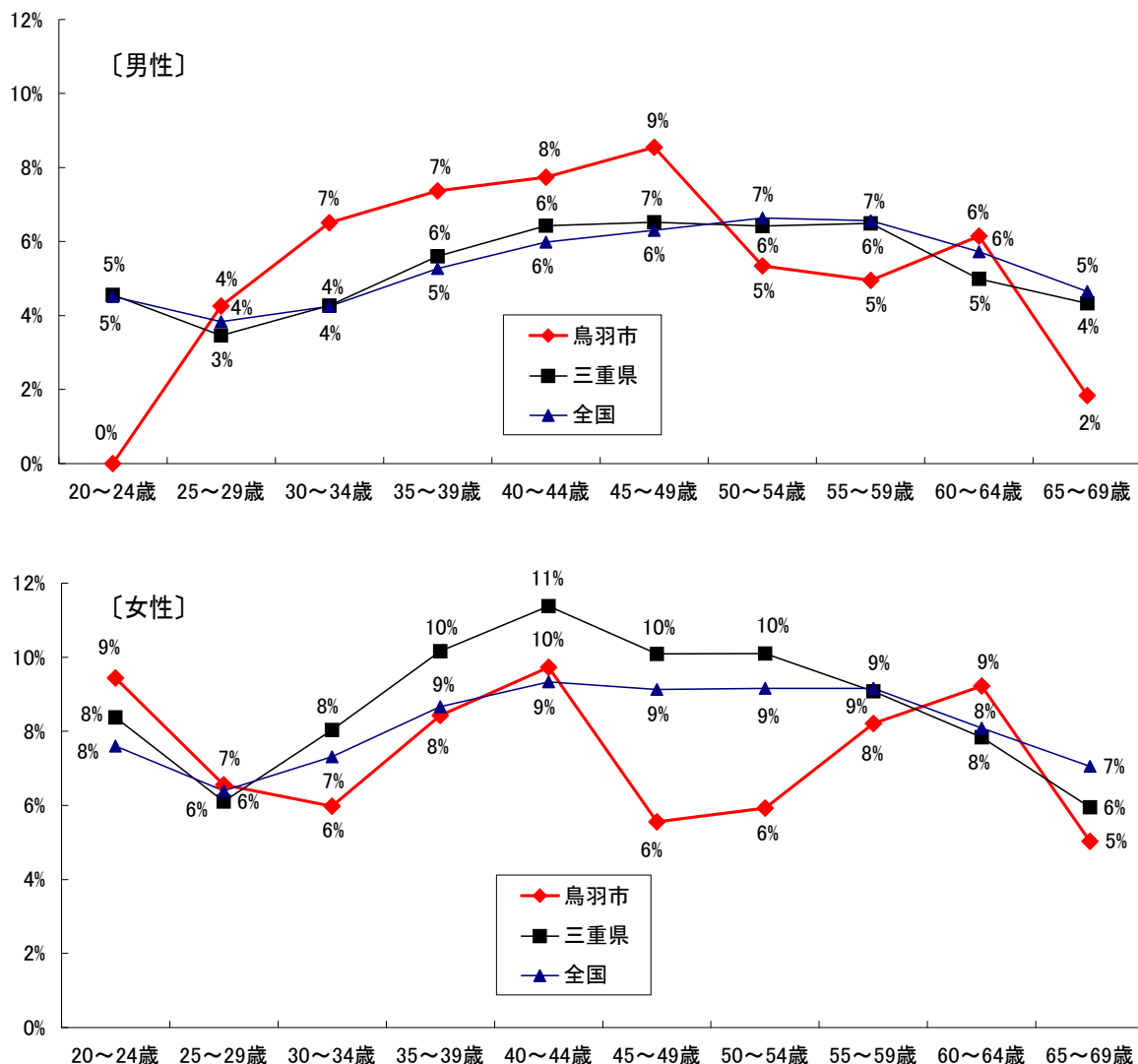


注：出生数は4月から3月までの合計。

平成 17 年国勢調査で、「有配偶者と離別者の合計に占める離別者の割合」を年齢別・男女別にみると、多くの年齢層で、男性より女性の方が割合が高く、鳥羽市の女性では、20 代前半や 40 代前半、60 代前半で 1 割近くに達しています。鳥羽市の男性のピークは 40 代後半で、やはり 1 割近くになっています。県平均や全国平均と比較すると、女性は多くの年齢層で平均程度で、40 代後半から 50 代前半にかけては県平均や全国平均より低くなっており、一方、男性では 30～40 代で県平均や全国平均より高くなっています。

離別そのものは個人的なことがらであり、政策誘導の対象ではありません。しかし、市としては、出産・育児期の 30～40 代の離別者の割合が 1 割前後に達していることをふまえ、男女共同参画の啓発や不妊対策の推進など、離別の原因因子の軽減に努めていくことや、母子・父子家庭への支援を強化していくことが求められます。

年齢別・男女別の離別者の割合（平成 17 年）



注：離別者÷（有配偶者＋離別者）を年齢別・男女別にみたもの。死別者は除いている。

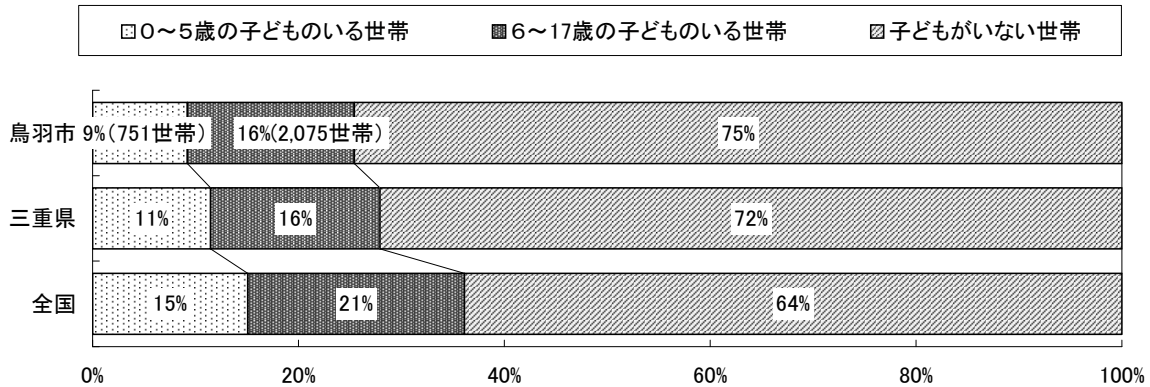
資料：国勢調査

3 世帯

平成17年国勢調査によると、鳥羽市の一般世帯数は8,161世帯で、そのうち「0～5歳の子どもがいる世帯」は9%（751世帯）、「6～17歳の子どもがいる世帯」は16%（2,075世帯）で、子どもがいる世帯の割合は県平均や全国平均より低くなっています。

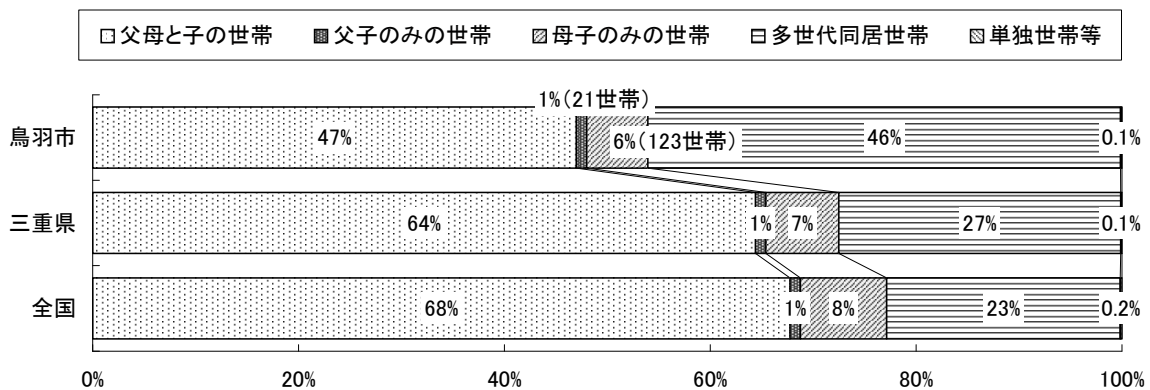
子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は5割前後で、県平均や全国平均より低く、母子父子家庭の割合は県平均や全国平均と同程度となっています。

子どもがいる世帯の割合（平成17年）



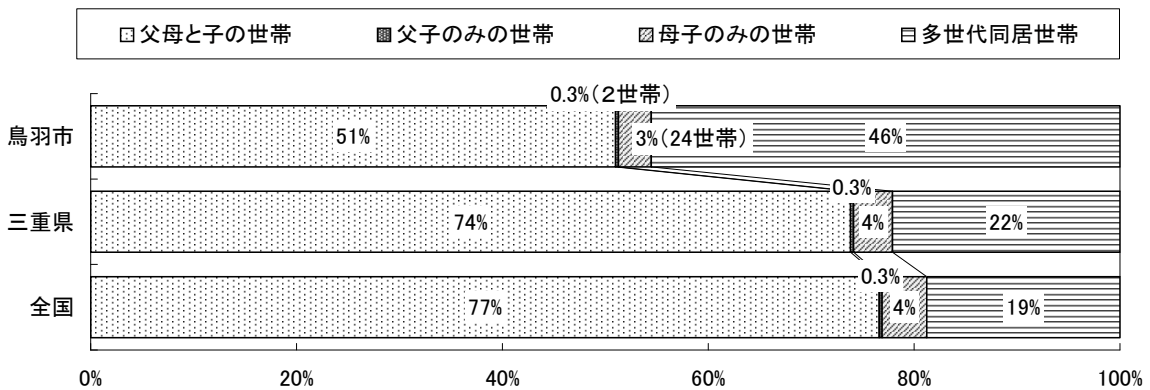
資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯の家族型（平成17年）



資料：国勢調査

0～5歳の子どもがいる世帯の家族型（平成17年）



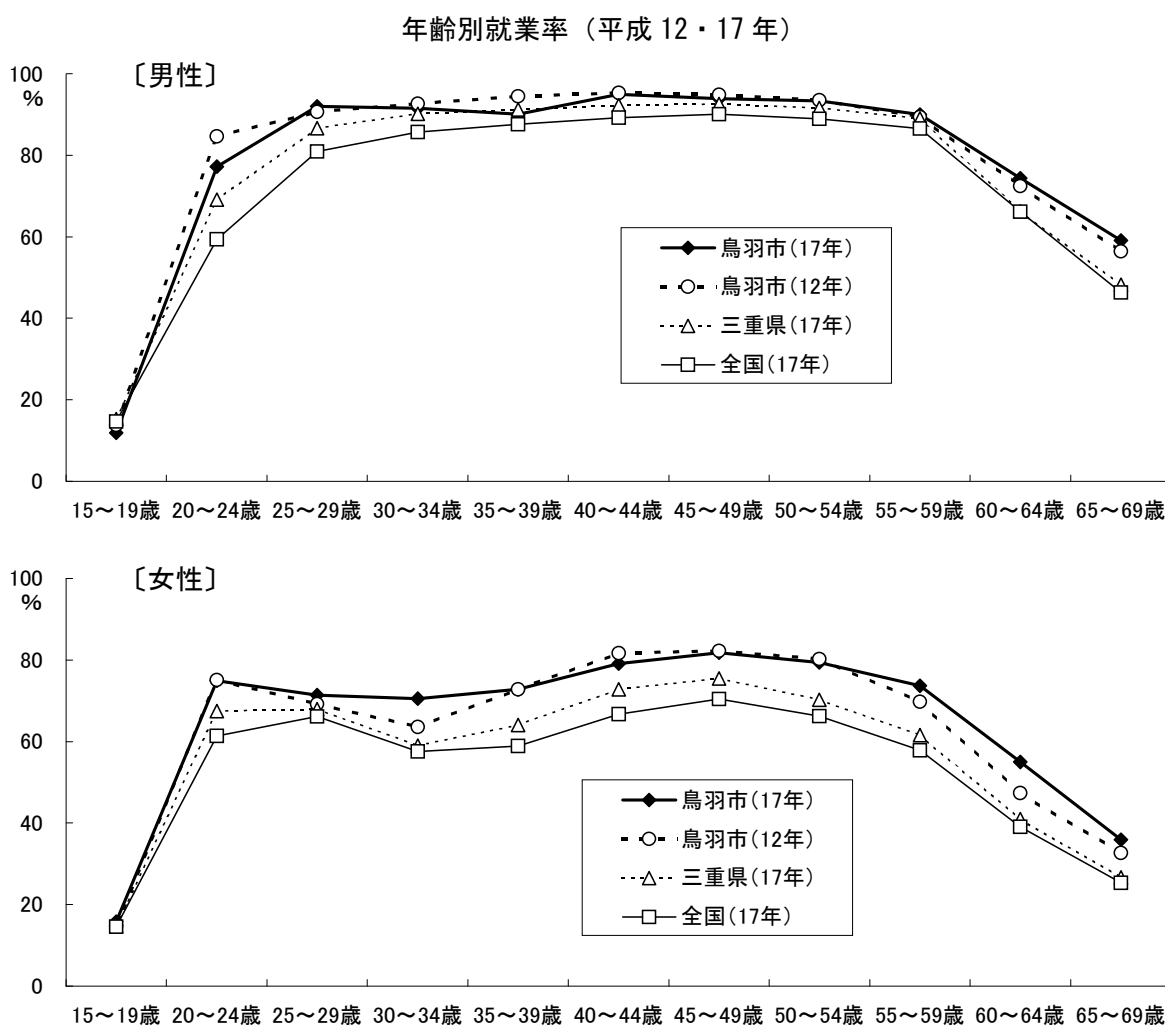
資料：国勢調査

第2節 就業の状況

1 年齢別就業率

鳥羽市の年齢別就業率は、男女とも、ほとんどの年齢層で県平均や全国平均より高く、特に女性では20代から50代にかけて、7～8割の市民が就業しており、県平均や全国平均より1割程度高い割合で推移しています。

一般に、女性の年齢別就業率は、出産・育児期に下がり再び上昇するM字曲線を描くと言われていますが、平成17年の鳥羽市では、平成12年に比べ、M字の谷が目立たなくなっています。これは、就業と子育ての両立を支える制度の普及など、プラス面の理由によるばかりではなく、女性の晩婚化などマイナス面の影響による部分も大きいと考えられます。



資料：国勢調査

2 産業別就業者数

平成 17 年の鳥羽市の産業中分類別就業者数は、男女とも、「漁業」、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」などの就業者が多く、特に女性は「卸売・小売業」と「飲食店・宿泊業」で全体の半数近くを占めます。一方で、男女の「製造業」、女性の「医療・福祉」の構成比が県平均や全国平均より大幅に低くなっています。

産業中分類別就業者数と構成比（平成 17 年）

		男性				女性			
		就業者数 (人)	構成比			就業者数 (人)	構成比		
			鳥羽市	鳥羽市	三重県		全 国	鳥羽市	鳥羽市
全産業		6,480	100%	100%	100%	5,494	100%	100%	100%
第 1 次産業	農業	110	2%	4%	4%	80	1%	4%	5%
	林業	1	0.0%	0.2%	0.1%	0	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	987	15%	1.2%	0.5%	612	11%	0.7%	0.2%
	鉱業	28	0.4%	0.1%	0.1%	4	0.1%	0.0%	0.0%
	合計	1,126	17%	5%	5%	696	13%	4%	5%
第 2 次産業	建設業	637	10%	12%	13%	100	2%	3%	3%
	製造業	905	14%	29%	20%	449	8%	18%	14%
	合計	1,542	24%	42%	33%	549	10%	22%	17%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	23	0%	1%	1%	4	0%	0%	0%
	情報通信業	23	0%	1%	3%	14	0%	1%	2%
	運輸業	390	6%	7%	7%	56	1%	2%	2%
	卸売・小売業	807	12%	13%	15%	1,147	21%	21%	22%
	金融・保険業	46	1%	2%	2%	90	2%	3%	3%
	不動産業	47	1%	1%	1%	21	0%	1%	1%
	飲食店・宿泊業	956	15%	3%	4%	1,309	24%	7%	7%
	医療・福祉	131	2%	3%	3%	535	10%	15%	16%
	教育・学習支援業	189	3%	3%	3%	208	4%	6%	6%
	複合サービス事業	141	2%	1%	1%	95	2%	1%	1%
	その他のサービス業	629	10%	12%	14%	620	11%	14%	15%
	公務	317	5%	4%	4%	70	1%	2%	2%
	分類不能の産業	113	2%	2%	2%	80	1%	1%	2%
合計	3,812	59%	53%	62%	4,249	77%	74%	79%	

資料：国勢調査

「週 60 時間以上就業者数」は、男性が 1,053 人、女性が 417 人で、それぞれ全就業者の 16%と 8%を占めます。国は「仕事と生活の行動指針」の中で、10 年間で「週 60 時間以上就業者数」を半減する目標を設定しています。

産業中分類別では、就業者数そのものが多い「漁業」、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」において、「週 60 時間以上就業者の割合」も高い傾向がみられます。鳥羽市の基幹産業であるこれらの業種が多忙であることは望ましいことですが、次世代育成支援の観点からは、「可能な範囲での働き方の見直し」を啓発していくことも求められます。

週 60 時間以上就業者数と、その全就業者に対する割合（平成 17 年）

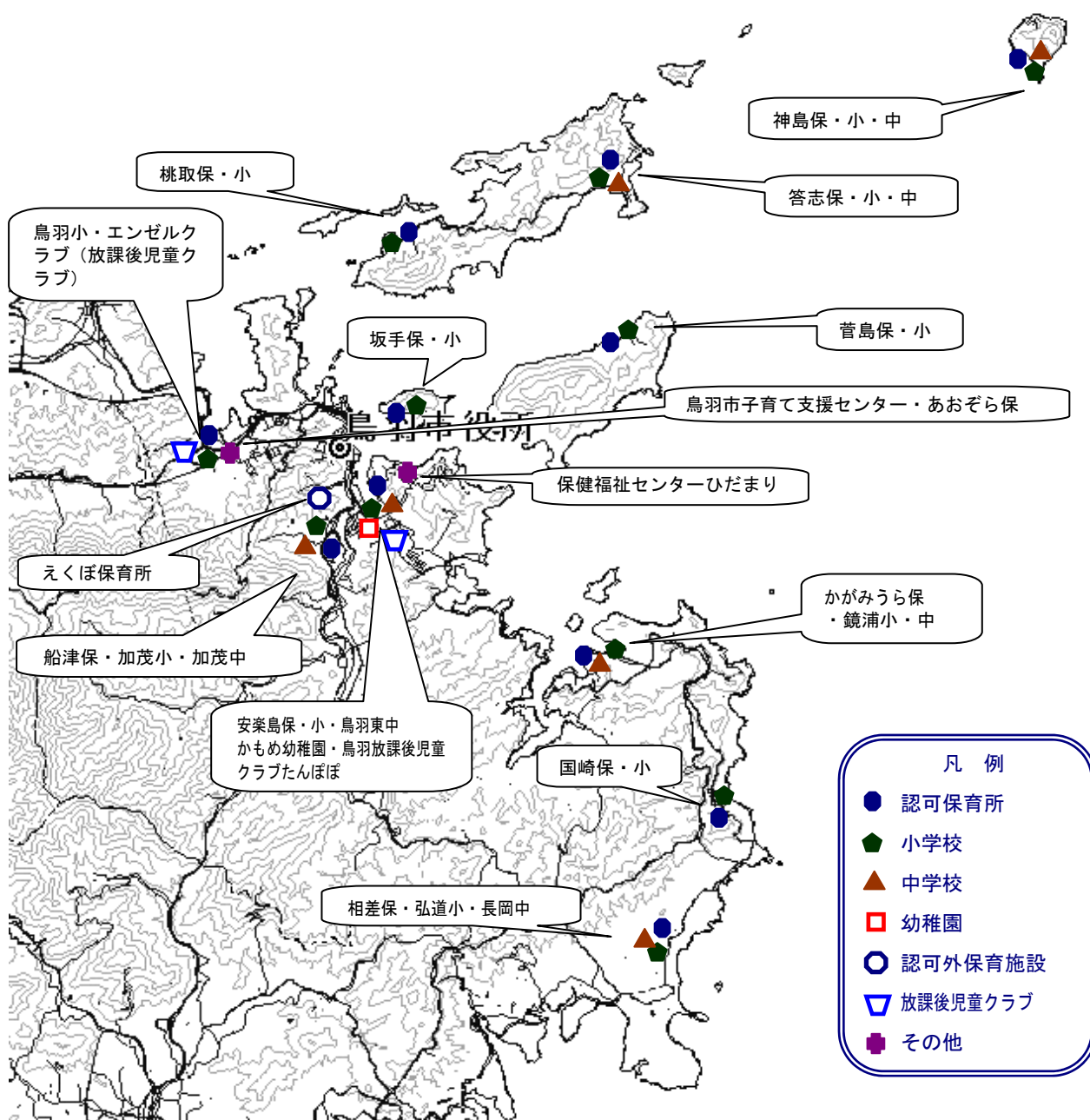
		男性				女性			
		60 時間以上就業者数 (人)	60 時間以上就業者の割合			60 時間以上就業者数 (人)	60 時間以上就業者の割合		
			鳥羽市	鳥羽市	三重県		全 国	鳥羽市	鳥羽市
全産業		1,053	16%	14%	16%	417	8%	4%	5%
第 1 次産業	農業	4	4%	7%	14%	2	3%	5%	9%
	林業	0	0%	4%	4%	0	0%	1%	2%
	漁業	203	21%	16%	19%	73	12%	11%	10%
	鉱業	1	4%	7%	8%	0	0%	0%	2%
	合計	208	18%	9%	14%	75	11%	6%	9%
第 2 次産業	建設業	62	10%	12%	14%	4	4%	2%	3%
	製造業	100	11%	11%	12%	13	3%	3%	3%
	合計	162	11%	12%	13%	17	3%	3%	3%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	9%	4%	5%	0	0%	2%	2%
	情報通信業	5	22%	14%	16%	0	0%	4%	6%
	運輸業	67	17%	22%	24%	1	2%	4%	4%
	卸売・小売業	185	23%	22%	22%	88	8%	5%	5%
	金融・保険業	2	4%	13%	18%	2	2%	2%	3%
	不動産業	6	13%	14%	14%	0	0%	4%	4%
	飲食店・宿泊業	254	27%	31%	30%	182	14%	9%	9%
	医療・福祉	1	1%	11%	12%	6	1%	2%	3%
	教育・学習支援業	20	11%	13%	14%	9	4%	4%	5%
	複合サービス事業	19	13%	7%	8%	2	2%	1%	2%
	その他のサービス業	68	11%	13%	15%	30	5%	4%	5%
	公務	42	13%	8%	10%	2	3%	2%	3%
	分類不能の産業	12	11%	8%	10%	3	4%	3%	3%
	合計	683	18%	16%	18%	325	8%	4%	5%

資料：国勢調査

第3節 子どもや子育てに関する施設の概況

鳥羽市の保育・教育に関わる施設は、認可保育所が11か所（うち坂手保育所は休所中）、幼稚園が1園、小学校11校（うち坂手小学校は休校中）、放課後児童クラブ2か所、中学校6校があり、いずれも市立です。離島には保育所が4か所、小学校が4校、中学校が2校あります。私立の施設としては、NPO法人えくぼキッズが運営する認可外保育施設「えくぼ保育所」があります。

子どもと子育てに関する施設の位置図



その他、子どもや子育てに関わる公共施設として、平成12年度からは「保健福祉センターひだまり」が母子の健康づくりの拠点となっているほか、平成19年度からはあおぞら保育所に併設された「鳥羽市子育て支援センター」も主に就学前乳幼児とその保護者への子育て支援の拠点となっています。

リアス式海岸に漁村集落が点在する鳥羽市では、離島も含め、長らく、集落ごとの小規模保育・教育を推進してきましたが、少子化の影響により、近年、これらの施設の統廃合を余儀なくされています。

その際、施設の老朽化にあわせ、移転新築しているケースでは、例えば「あおぞら保育所」に子育て支援センターを併設するなど、施設機能の多様化に努めています。

一方、少子化を軽減し、子育てに関する多様なニーズに応えていくため、ソフト面においても、休日保育（平成17年8月～）、ファミリー・サポート・センター（平成20年4月～）など、新たなサービス展開に努めてきました。

施設の設置・統廃合やサービス新設の経過（平成12年度以降）

年 度	内 容	備 考
平成12年度	保健福祉センターひだまりが開所	市の保健福祉の拠点に
平成13年度	鳥羽放課後児童クラブ（たんぼぼ）が開設	
平成15年度	鳥羽幼稚園・かもめ幼稚園を統合	
	エンゼル・クラブ（放課後児童クラブ）が開設	
平成17年度	かがみうら保育所を設置	今浦・本浦・石鏡の3保育所を統合
	あおぞら保育所を設置。休日・延長保育事業も開始。	小浜・鳥羽・池上の3保育所を統合
平成19年度	松尾保育所を廃止	
	子育て支援センターが開設	あおぞら保育所に併設
平成20年度	坂手保育所を休所	
	とぼファミリーサポートセンターが開設	NPO法人えくぼキッズに委託
	一時保育事業を開始	NPO法人えくぼキッズに委託
	病児・病後児保育事業を開始	よいこ病児保育室（志摩市）
	鳥羽小学校が新築移転。坂手小学校を休校。	エンゼル・クラブも鳥羽小学校敷地内に移転
	かもめ幼稚園で預かり保育開始	
	かもっこ放課後子ども教室を開始	

ファミリー・サポート・センター：有償ボランティアとして育児の援助を行いたい人と、受けたい人の双方が会員として登録し、連絡調整を行うことで援助を結びつける機関。

第4節 子育てに関する市民ニーズ

本計画の策定にあたり、平成21年1月に、就学前児童の保護者（252票回収）、小学生の保護者（230票回収）に子育ての現状やニーズに関するアンケート調査を実施しました。

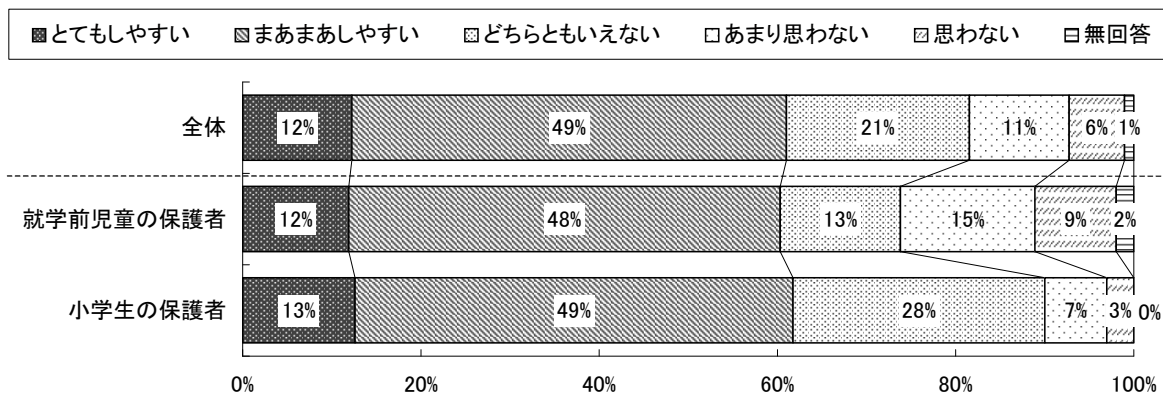
1 6割が「子育てしやすい環境」と評価

保護者の6割が、自分が住んでいる環境を「子育てしやすい」（とてもしやすい+まあまあしやすい）と回答しています。その理由としては、自然環境の豊かさや治安のよさ、親戚・知人・近所の人々との支えあいの土壌などがあげられていました。

一方、鳥羽市が子育てをしやすいと「思わない」という回答も、就学前児童の保護者で15%、小学生の保護者で7%あり、その理由としては、交通の不便さや子育て支援の公的サービスの不十分さなどがあげられていました。

鳥羽市の子育て支援に関する「強み」を今後も継承・発展させるとともに、「弱み」の改善・解決を図ることで、さらに多くの市民が「鳥羽市は子育てしやすい」と思えるまちづくりを推進していくことが重要です。

自分が住んでいる環境は「子育てしやすい」か



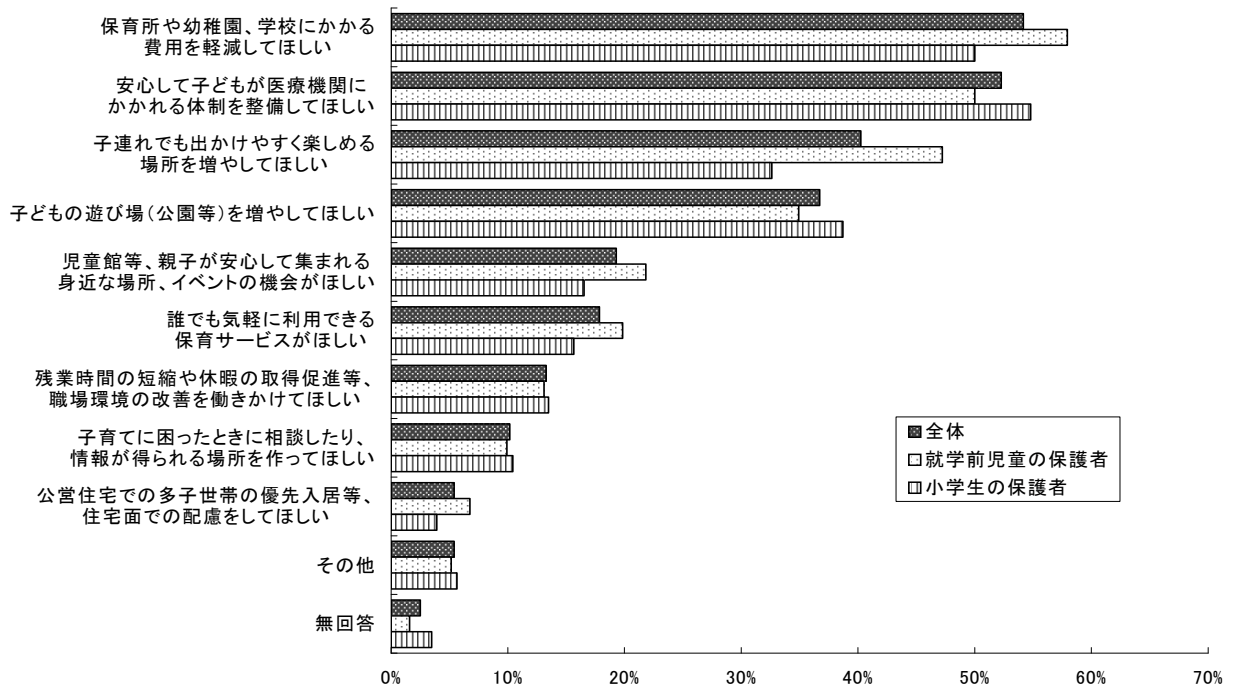
2 ニーズの高い施策は「費用の軽減」と「医療体制」

市に期待する施策としては、「保育所や幼稚園、学校にかかる費用を軽減してほしい」と「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」がともに5割強で最も高く、「親子づれでお出かけできる場や公園等の充実」が続いています。

自由意見についても、「保育所や学童保育の経済的負担が大きく、再就職をためらってしまう」、「医療費を中学生まで無料に」（平成21年9月に制度化）など、「費用の軽減」や「医療体制」に関連した回答が多くみられたほか、「放課後児童クラブの加茂小学校区への設置」、「4年生以上の児童への対応」など、放課後児童対策の充実を望む声も多く寄せられました。

こうしたニーズを一つひとつ受け止め、可能な限り、施策に結び付けていくことが求められます。

市に期待する施策（複数回答）



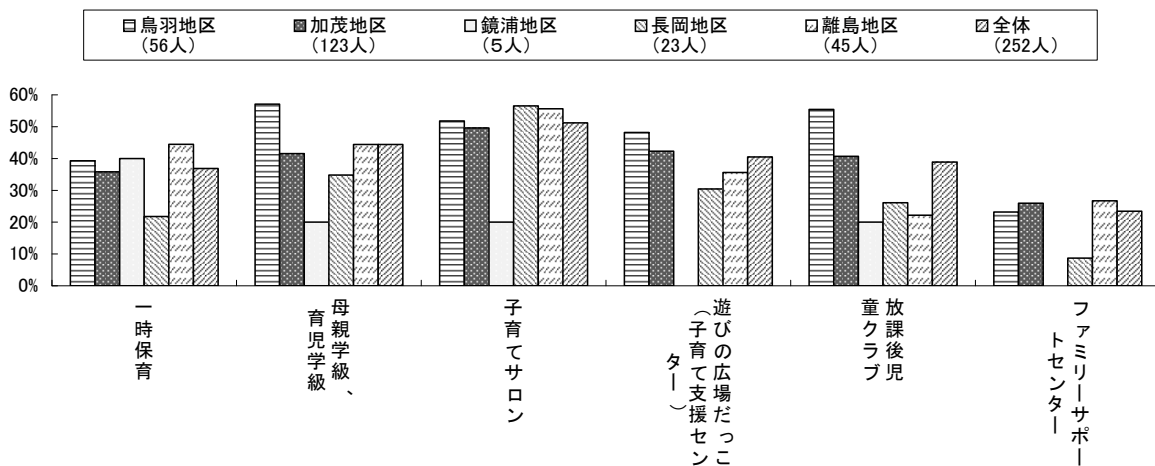
3 離島・漁村地区には固有のニーズが

離島・漁村地区を有する鳥羽市の子育て支援サービスは、地区ごとの固有のニーズにきめ細かく対応していく必要があります。

主な子育て支援サービスの利用希望割合を地区別にみると、「子育てサロン」、「放課後児童クラブ」は、サービスの実施地区住民の方が実施されていない地区の住民より利用希望割合が高い傾向がみられました。一方、「一時保育」や「遊びの広場だっこ」では、地区内でサービスが実施されていない離島地区でも高いニーズがあります。

費用対効果の問題や担い手の問題などをクリアしながら、サービス実施場所の拡大などに努めていくことが求められます。

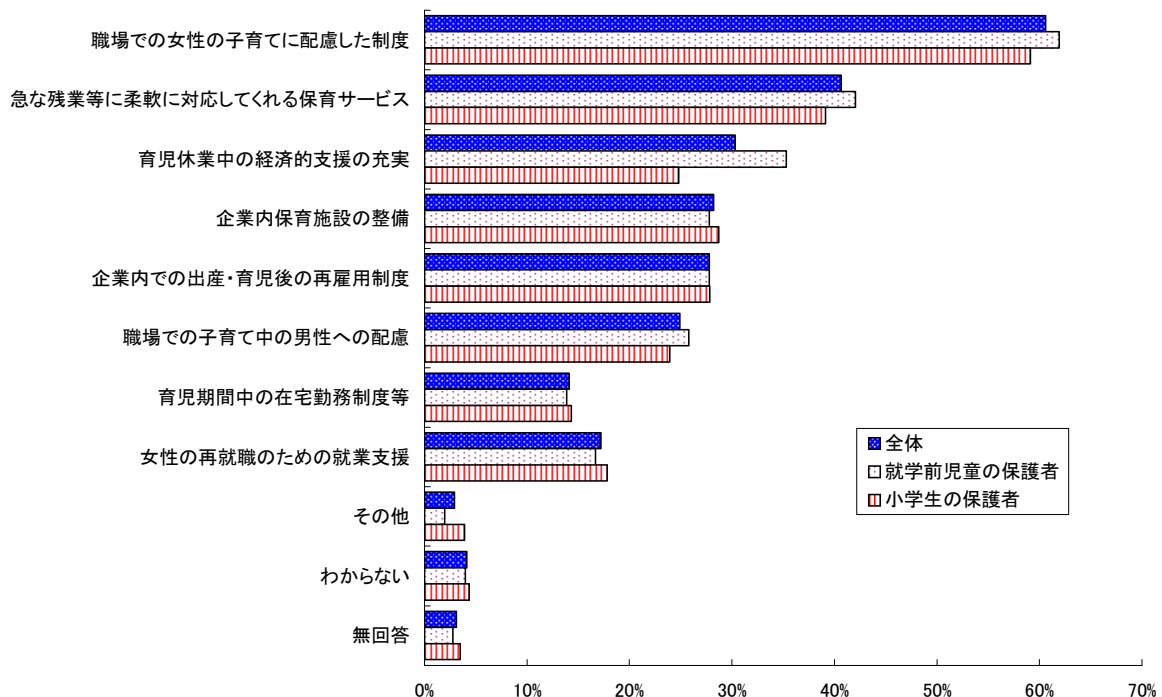
主な子育て支援サービスの地区別利用希望割合



4 子育てと就労の両立のためには、事業所の一層の取り組みが不可欠

子育てと就労の両立のために必要な施策については、出産・育児期の女性が働く職場で、「『子育てに配慮した制度（勤務時間の短縮やフレックスタイムの導入など）』があり、実際に活用できること」が約6割で最も割合が高いという結果が得られました。2番目の「保育サービス」と3番目の「育児休業中の経済的支援の充実」は、いわば公的サービス・公的支援的な位置づけの強い施策ですが、これらの割合を大きく上回っていることから、子育てと就労の両立のためには、公的サービス・公的支援的なもの以上に、事業所での取り組みの強化が必要と考えられていると思われます。

子育てと就労の両立のために必要な施策（複数回答）



5 悩み・不安のある保護者は約半数。地域で改善・解消を図るしくみが重要

子育てに悩みや不安を感じている保護者は、就学前児童の保護者で約45%、小学生の保護者で約52%、あわせて約48%となっています。

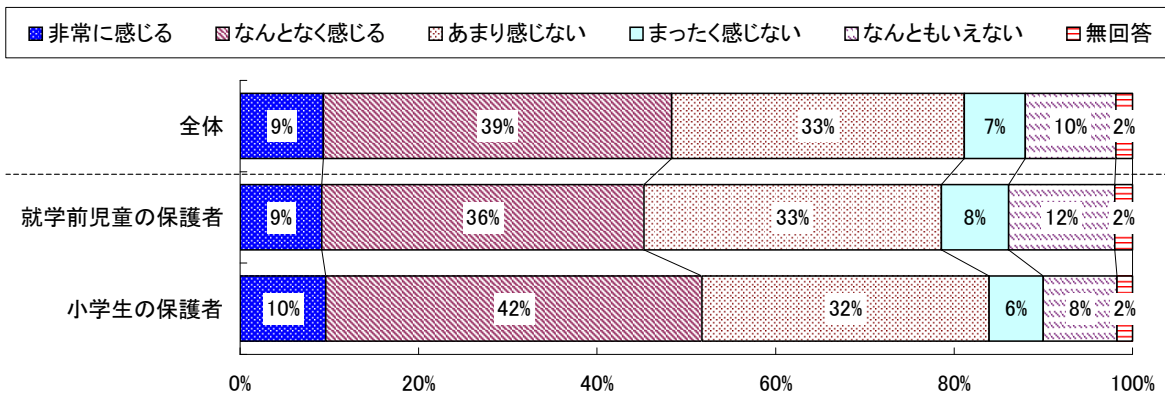
悩みや不安の内容は、「経済的な不安・負担」「子どもが犯罪被害に遭わないか心配」「勉強や進学のこと」などが高い割合となっています。「経済的な不安・負担」については、市に期待する施策で経済的な負担の軽減を求める意見が多かったことと対応しています。「子どもが犯罪被害に遭わないか心配」については、声かけ運動や防犯パトロールなど、地域で子どもを見守ることが重要と考えられます。

そのほか、「子どもとの時間を十分もてない」という回答が2割前後の保護者でみられました。子どもとの時間を十分もてるよう、子育てと両立できる就業環境づくりを事業所に働きかけていくことが求められます。

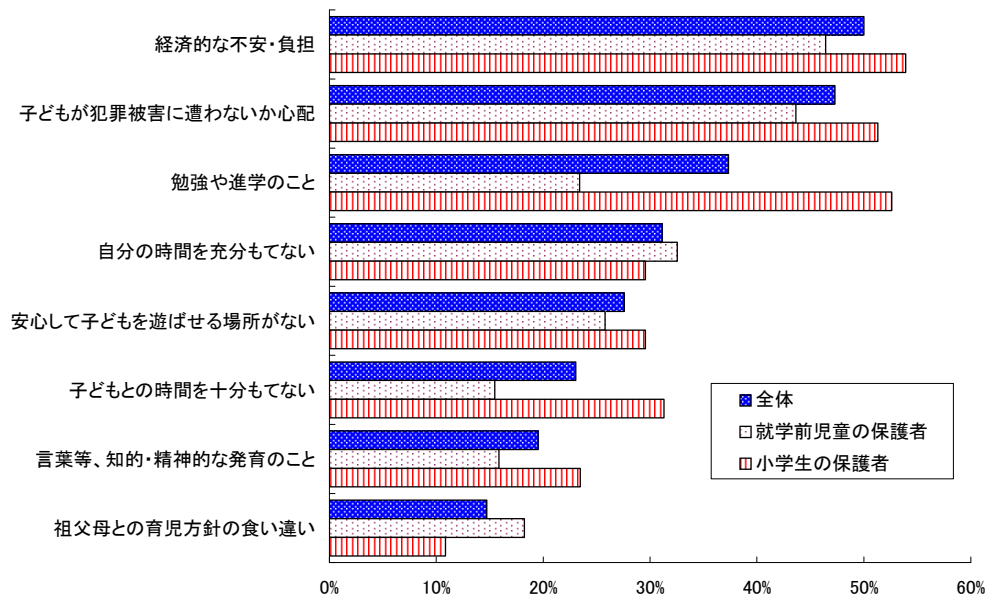
また、「言葉等、知的・精神的な発育のこと」「祖父母との育児方針の食い違い」に悩む保護者も1～2割程度みられます。市や各種専門機関などによる公的な相談を強化し、こうし

た悩みや不安の改善・解消につなげていくことも求められます。

子育てに関する悩みや不安の有無



悩みや不安の内容（23項目中8項目を選択する複数回答）



※上位の項目のみグラフで表示している。

第4章 計画の基本的な方向

第1節 基本目標

「鳥羽市次世代育成支援行動計画～子育て応援プラン“とぼっ子Ⅲ”」（後期計画）では、前期計画を受け継ぎ、基本目標を「子どもと子育て家庭をやさしく支えるまち」と定めます。

「子どもと子育て家庭をやさしく支えるまち」とは、「子どもの権利の尊重」、「子育ての楽しさの重視」、「地域での交流や経験の尊重」、「ニーズに応じたサービス提供の重視」の4つの基本的な視点に沿って、「やさしく支える」取り組みが展開される、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちです。

基本目標

子どもと子育て家庭をやさしく支えるまち

第2節 4つの基本的視点

1 すべての子どもたちの権利の尊重

すべての子どもたちが、差別や暴力を受けることなく、保護者や地域の人々の愛情を受けながら、健やかに成長していけるよう、子どもの、生き、守られ、育ち、参加する権利を尊重します。

2 子育ての楽しさの重視

親自身が楽しく子育てすることは、子どもにとってもよい効果をもたらします。子育ての負担を母親（父親）だけの肩にかけたままにせず、「楽しい子育て」を重視します。

3 地域での交流や経験の尊重

人を思いやるやさしさなど、生きていく上で不可欠な心身の力（「生きる力」）を育むために、また、核家族化により低下している家庭の子育て力を補うために、子育て家庭の地域での交流や経験を尊重します。

4 ニーズに応じたサービス提供の重視

限られた財源の中で、効果的に子どもと子育て家庭の生活上の課題を改善・解決していくために、ニーズに応じたきめ細かなサービス提供を重視します。

第3節 施策の体系

4つの基本的視点に基づく基本目標の達成をめざし、以下の6つの個別目標と19の主要施策、40の個別施策を定めます。

施策の体系

個別目標	主要施策	個別施策
1 子どもがいいきいきと活動できる	1 安心して生活できる環境づくり 2 子どもを守る環境づくり 3 子どもたちの主体的な活動の場づくり	1 生活環境
		2 住環境
		3 防災対策
2 子どもの権利を大切に	4 子どもの権利の尊重 5 児童虐待防止への取り組み	4 生活安全活動
		5 居場所づくり
		6 子ども自身の自主的な活動
		7 権利尊重の土壌づくり
3 親子が健康に暮らせる	6 親子の健康づくりへの支援 7 周産期・小児医療の充実	8 子ども自身の選択・決定への配慮
		9 虐待の未然防止
		10 早期発見・早期対応
		11 親の健康づくり
4 子育てをともに支える	8 地域全体での子育ての土壌づくり 9 男女がともに子育てを担う環境づくり 10 子育てに配慮した職場環境づくり	12 子の健康づくり
		13 地域医療体制
		14 救急医療体制
		15 意識の啓発
		16 ボランティアの育成
		17 父親の参加の促進
5 すべての子育て家庭が支えられる	11 子育ての楽しさを感じられる環境づくり 12 多様な子育て支援ニーズへの対応 13 子育て家庭への支援の充実 14 地域における子育て環境づくり	18 男女共同参画の推進
		19 事業主や勤労者への啓発
		20 子育てにやさしいまちの気運づくり
		21 相談の充実
		22 交流の場の充実
		23 保育サービス
		24 放課後対策
		25 子育て支援サービス
6 個性豊かな子どもを育む	15 家庭教育への支援 16 就学前教育・学校教育の充実 17 社会教育・社会体育活動の推進 18 子ども心の問題を解決する取り組み 19 次代の親を育てる教育環境の充実	26 ひとり親家庭支援
		27 療育・発達支援と障がい児福祉
		28 経済的負担の軽減
		29 地域子育て支援の推進
		30 家庭、学校、地域の連携
		31 学習機会
		32 情報の提供
		33 就学前教育
34 学校教育		
		35 社会教育・社会体育
		36 青少年活動
		37 相談の充実
		38 指導・支援の充実
		39 親となるための学習
		40 思春期保健対策

第5章 施策の方向

個別目標1 子どもがいきいきと活動できる

〔めざす姿〕

バリアフリー面や、防災、防犯、交通安全などの面で安全・安心が確保されるとともに、遊び場が充実し、子どもたちがいきいきと活動しています。

主要施策1 安心して生活できる環境づくり

個別施策1 生活環境

鳥羽市全域が子どもや親子連れにとって安全で安心できる生活環境と言えることをめざし、人が集まる公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、市営定期航路事業の充実、島民向け駐車場の確保など、公共交通の利便性の向上に努めます。

また、公共施設への授乳やおむつ交換ができるスペースの設置に努めるとともに、それらのスペースを「赤ちゃんの駅」として指定し、市民に積極的に広報します。

さらに、NPO 法人「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」などと連携しながら、鳥羽駅でのベビーカーの無料貸し出しなど、親子連れにやさしいまちづくりを進めます。

個別施策2 住環境

市営住宅の整備に際しては、周囲の目が届く場所に公園を設置し、安全性に配慮した遊具の設置を行い、子どもたちが安心して遊べる環境づくりに努めます。

主要施策2 子どもを守る環境づくり

個別施策3 防災対策

防災対策については、保育所、学校施設の耐震化や、家庭では、家具転倒防止金具の取り付けなどのハード整備を進めます。一方、ソフト整備の面からは災害時要援護者である乳幼児や妊婦をはじめ市民の安全を確保するために災害時要援護者台帳の整備を進め、個人情報に配慮しながら関係機関での情報共有を図ります。さらに、被災後、子育て家庭ができるだけ迅速・的確に平常時の生活に戻れるよう支援に努めます。

個別施策4 生活安全活動

保育所、幼稚園、学校での防犯・交通安全教育を推進するとともに、防犯灯、カーブミラーなど防犯・交通安全設備の整備に努めます。

また、PTA、スクールサポートボランティアなどの協力を得ながら、集団登下校の奨励、朝の交通安全指導の実施、自主的なパトロール活動の実施、警察など関係機関との頻繁な情報交換などを通じて、地域ぐるみで、子どもたちの安全安心ネットワークづくりを進めていきます。

主要施策3 子どもたちの主体的な活動の場づくり

個別施策5 居場所づくり

子どもたちが遊びを通して心身ともに健全に成長できるよう、既存の公園・広場の遊具、トイレ等の適切な更新や安全確保に努めるとともに、ポケットパークなどの整備を進めます。

ポケットパーク：小さな区画の土地の有効利用を図るため、緑地や憩いの場として整備された区画。「公園」は都市計画法等に基づき、例えばトイレなど多様な機能が求められるのに対し、ポケットパークは、国等の補助を受けて整備する場合でも、「公園」に比べ、そうした条件は少ない。

個別施策6 子ども自身の自主的な活動

豊かな自然環境や歴史・文化資源など、鳥羽市の恵まれた地域資源を生かして、子ども自身が自主的に様々な活動を行うことを促進していきます。市内でエコツアーを実施する民間団体などとも連携しながら、子育て家庭や子ども自身が企画・運営する自主事業の展開を支援していきます。

個別目標 2 子どもの権利を大切にする

〔めざす姿〕

すべての市民が子どもの権利を尊重することが適切にできています。万一、権利侵害が起こった時に、子どもを適切に保護し、侵害者の行動を是正するしくみが整っています。

主要施策 4 子どもの権利の尊重

個別施策 7 権利尊重の土壌づくり

近年の全国的な虐待やいじめの増加傾向を受け、子どもの権利を最大限に尊重するため、今後も多角的な議論を深めるとともに、市民への意識啓発に努めていきます。

個別施策 8 子ども自身の選択・決定への配慮

子どもの自己選択・決定の権利を尊重することは、子ども自身の自己実現や人間的成長につながります。家庭や地域、保育所、幼稚園、学校において、子どもの意見を尊重するとともに、子どものコミュニケーション力の育成支援など、子ども自身の選択・決定への配慮がなされるよう、啓発していきます。

市政においても、「子ども行政会議」の開催等を通じて、子どもの意見の反映に努めます。

主要施策 5 児童虐待防止への取り組み

個別施策 9 虐待の未然防止

児童虐待防止推進月間（11月）にオレンジリボン運動を展開するなど、啓発活動を市をあげて展開するとともに、虐待の芽となりうる、日々の不安・悩みを軽減・解消させるために、子育てに関する相談・情報提供・交流の各種事業を展開していきます。

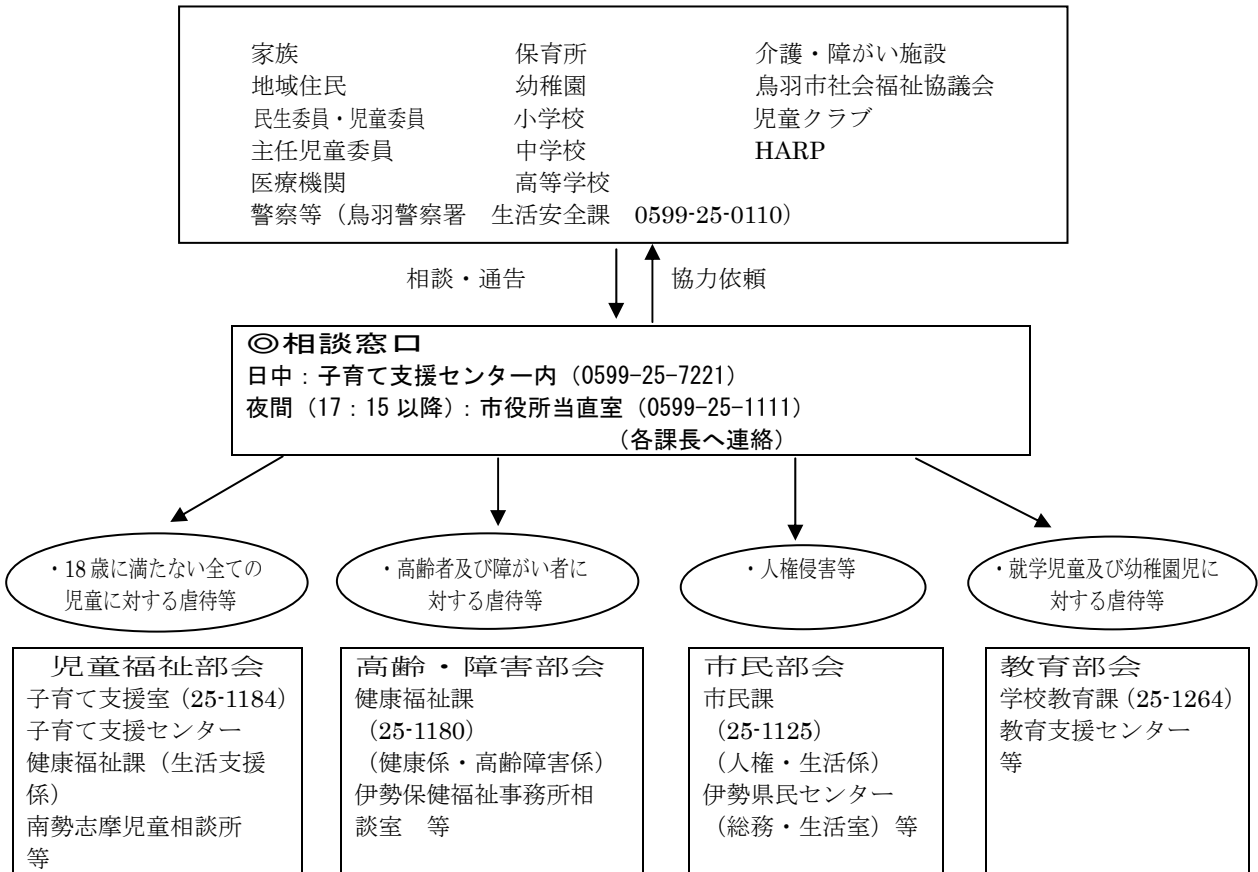
オレンジリボン運動：「子ども虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広める市民活動。平成17年に栃木県小山市の団体が始め、全国に広まりつつある。

個別施策 10 早期発見・早期対応

「鳥羽市虐待等防止ネットワーク」は、日中は子育て支援センター内に、夜間は市役所に、虐待に関する通報窓口を24時間体制で設置し、早期発見を図るとともに、実務者による個別ケース検討会議と、児童相談所や鳥羽警察署など関係機関職員も交えた代表者会議により、緊急保護などの対応を行う組織です。

家庭訪問活動や日頃からの声かけなどを通じ、保健師や保育士・幼稚園教職員、民生委員・児童委員・主任児童委員など、関係職員や近所住民が虐待の早期発見に努めるとともに、プライバシー等に配慮しながら、「鳥羽市虐待等防止ネットワーク」による迅速・的確な対応を図っていきます。

鳥羽市虐待等防止ネットワーク



個別目標 3 親子が健康に暮らせる

〔めざす姿〕

親子が心身ともに健やかに成長しています。健康や発育・発達に不安な場面で、身近な場所で適切な医療、療育を受けることができます。

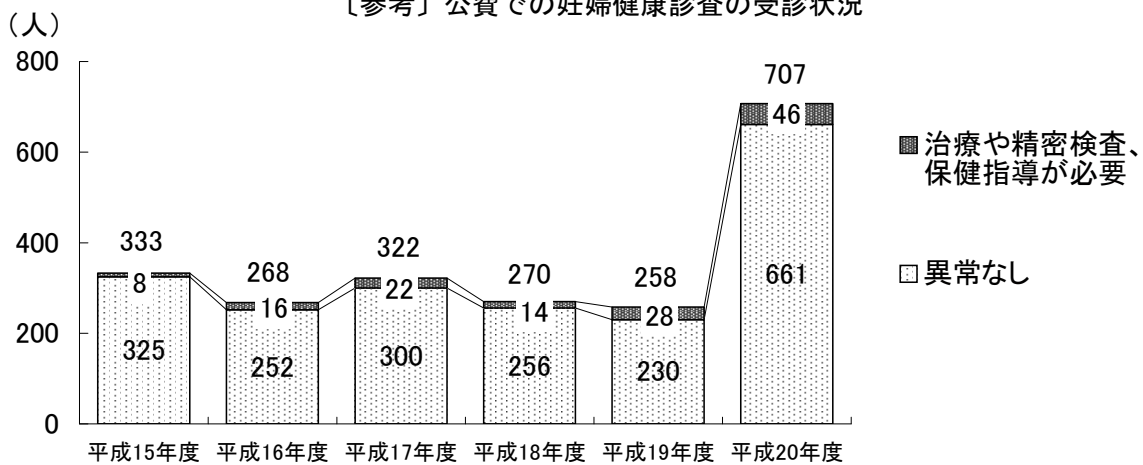
主要施策 6 親子の健康づくりへの支援

個別施策 11 親の健康づくり

妊婦健康診査の充実を図るとともに、受診を促進します。また、健診後のフォロー体制の充実に努めます。

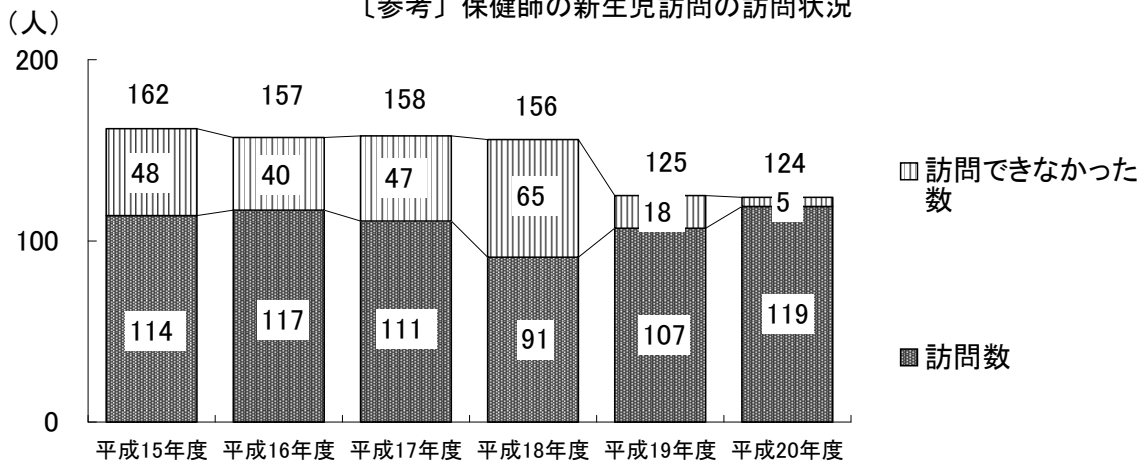
親と子が主体的な健康づくりに取り組むよう、各種相談事業や広報等を通じて、啓発活動に努めます。また、国・県と連携しながら、不妊治療に対する支援を充実していきます。

〔参考〕公費での妊婦健康診査の受診状況



注：1人あたり2回（20年度は5回）ずつ実施。

〔参考〕保健師の新生児訪問の訪問状況



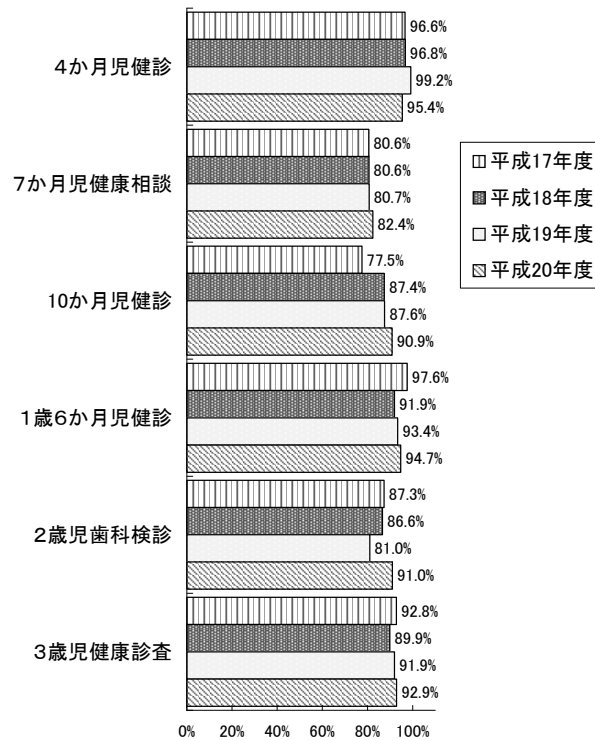
注：対象は全新生児。訪問に行けなかった時には予防接種時や電話で連絡をとっている。

個別施策12 子の健康づくり

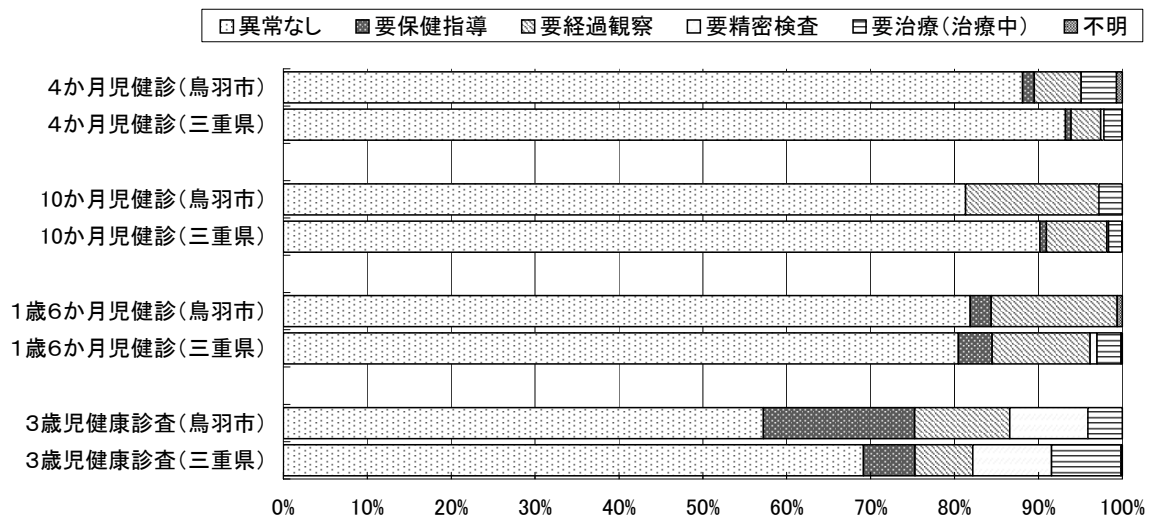
乳児健康診査、7ヶ月児健康相談、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査など各種健康診査や2歳児歯科検診の充実を図るとともに、受診の促進とフォロー体制の充実に努めます。

新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問の訪問3事業や、各種相談・教室などを通して子どもの健康管理や子育てについての助言を行うとともに、食生活改善の指導を行うなど食育についての啓発に努めます。

〔参考〕乳幼児健康診査・健康相談の受診率（来所率）の推移



〔参考〕健診での要保健指導者等の割合（平成17年度）



資料：三重県「健やか親子いきいきプランみえ」中間評価報告書・母子保健報告（平成19年3月）

〔参考〕 母子保健事業による各種健康教室の延べ参加人数の推移

(人)

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
乳幼児・1歳児健康相談	279	189	151	201	212	220
離乳食教室	26	39	37	55	39	59
1歳6か月児健診事後フォロー教室	70	34	24	20	45	30
子育て応援講座（育児教室）	265	150	132		89	187

主要施策7 周産期・小児医療の充実

個別施策13 地域医療体制

県や医師会、歯科医師会などと連携しながら、伊勢志摩地域において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師や、理学・作業療法士、言語聴覚士などのリハビリ・療育の技術職、保育士など療育指導員の確保を促進し、周産期医療や小児の医療・療育を地域全体で支えていく体制づくりに努めます。

離島・漁村部の地域医療確保の観点から、市立診療所は現行体制の維持に努めます。

個別施策14 救急医療体制

伊勢志摩地域では、山田赤十字病院が「地域周産期母子医療センター」・「地域小児救急医療センター」の指定を受け、周産期・小児救急医療の核となっています。また、鳥羽市休日夜間応急診療所が「小児救急医療施設 応急診療所」に位置づけられています。

これらの救急医療機能の充実を働きかけるとともに、離島部も含めた鳥羽市の救急搬送体制の維持・強化に努めます。

個別目標4 子育てをともに支える

〔めざす姿〕

父親も家事や子育てで主要な役割を担っています。結婚・出産・育児を理由に退職する人がほとんどおらず、多くの男性が、子育てのために短時間勤務を行っています。市内各地区で、子育て支援のボランティア活動が育っています。

主要施策8 地域全体での子育ての土壌づくり

個別施策15 意識の啓発

地域社会全体で子育てを担う環境づくりを強力に推し進めるため、子育て支援室や子育て支援センター、保育所、幼稚園、小中学校などが連携しながら、広報やパンフレット、お便りなどの紙媒体や、ホームページ、行政放送、出前トークなどを活用し、積極的な啓発活動と情報提供に努めます。

個別施策16 ボランティアの醸成

鳥羽市には、ファミリー・サポート・センターの協力会員や、子育てサロンの担い手、子育て応援サークル、図書館での絵本の読み聞かせボランティア、障がい児支援のボランティアなど、子どもと関わる様々なボランティアが根づいています。

こうした活動の一層の振興を図るため、ボランティアの育成に努めます。

主要施策9 男女がともに子育てを担う環境づくり

個別施策17 父親の参加の促進

子育ての主要な担い手は女性ですが、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、地域の子育て力が低下している現在、もう一人の親である男性が子育てに積極的に参加する必要性が高まっています。

各種広報などを通じ、男性の育児・家事への参加を啓発するとともに、育児や家事の具体的な方法についての父親を対象にした講座の開催等を通じて、父親の育児・子育てへの積極的な参加を促進します。また、男性が育児・家事に参加しやすい雇用環境づくりを市内企業等へ積極的に啓発します。

個別施策18 男女共同参画の促進

家事や育児に限らず、社会のあらゆる部門で、女性が差別されず、男女が共同で参画し、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

家庭、学校、事業所など、市内のあらゆる場での男女共同参画を働きかけることにより、男女が社会のあらゆる場で同じように活躍し、女性の活力が最大限に活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。

主要施策10 子育てに配慮した職場環境づくり

個別施策19 事業主や勤労者への啓発

厚生労働省三重労働局や県商工労政課などと連携しながら、市内事業主に対し、一般事業主行動計画の策定・運用を働きかけていきます。また、事業主や勤労者に対し、再雇用支援制度や育児・介護休業法に基づく措置等の周知を図るとともに、利用を促進していきます。

個別施策20 子育てにやさしいまちの気運づくり

子育てを支援する職場環境づくりを積極的に進めている事業主を国が表彰する「ファミリー・フレンドリー企業制度」や、子育てにやさしい事業主として国が認定する「次世代認定マーク（くるみん）」、市内の企業や商店などの協賛により子育て家庭を支援する「とぼっ子カード事業」、「三重県子育て家庭応援事業」などの周知と利用促進に努め、子育てにやさしいまちの雰囲気づくりを図ります。

【参考】「ファミリー・フレンドリー企業」の要件

- 1 法を上回る基準の育児・介護休業制度を規定しており、かつ、実際に利用されている
- 2 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されている
- 3 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されている
- 4 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっている

【参考】次世代認定マーク「くるみん」

子育て支援などで一定の基準を満たした法人等が厚生労働省によって認定され、広告や商品（役務も含む）などにつけることができるマーク。三重県では平成21年12月現在で6法人が認定。



個別目標5 すべての子育て家庭が支えられる

〔めざす姿〕

核家族家庭、共働き家庭、母子父子家庭、障がい児と暮らす家庭、近所に年齢の近い子どもがいない家庭、転入まもない家庭など、すべての子育て家庭が安心して生活しています。

主要施策11 子育ての楽しさを感じられる環境づくり

個別施策21 相談の充実

鳥羽市には、健康福祉課子育て支援室、健康係、子育て支援センター、教育委員会、保育所、幼稚園、小中学校、診療所、鳥羽市社会福祉協議会など、子育てに関する相談を受けるセクションが豊富にあります。

子育てに悩む保護者が些細なことでも気軽に相談できるよう、相談を受ける各主体において、プライバシーや匿名性への配慮、心のこもった対応、相談場所・方法の周知徹底に努めます。

また、相談内容に対応するため、実務者によるケース検討を随時実施するとともに、困難なケースは、南勢志摩児童相談所、伊勢保健福祉事務所、各特別支援学校、療育機関、病院、警察など、専門機関に迅速・的確につなげていきます。

個別施策22 交流の場の充実

子育てサークル、ボランティア等の協力を得ながら、子育て支援センターの遊びの広場「だっこ」、保健福祉センターひだまりの「わいわい広場」「ふれあい広場」、幼稚園・保育所での子育て支援及び園開放事業、相差・答志・池上・菅島の各子育てサロン、図書館の「絵本とかみしばいの会」「赤ちゃん絵本の会」「おはなし会」など、子育て不安の軽減や親同士の交流の場の充実に努めます。

特に、漁村・離島地区については、鳥羽市社会福祉協議会が育成している子育てサロンの充実に働きかけるとともに、子育て支援センター主催の「出張ひろば」も展開していきます。

また、乳幼児の子育てをしている祖父母世代の市民のための、子育てに関する相談や情報提供、交流の機会づくりに努めます。

主要施策12 多様な子育て支援ニーズへの対応

個別施策23 保育サービス

国の保育所保育指針等に基づき、市立保育所における適切な保育サービスの提供に努めます。また、認可外保育所においても、認可保育所に準じた適切な保育サービスの確保を働きかけていきます。

長時間・延長保育や休日保育、低年齢児の受け入れなど、保護者の就業形態への柔軟な対

応を図るとともに、幼児教育の推進、食育の推進、発達・発育上のきめ細かな配慮、施設の安全性の向上など、保育の質の向上に努めていきます。

少子化の影響から国崎保育所を平成 21 年度末で廃止し、国崎地区の児童は相差保育所で保育を実施します。

〔参考〕市立保育所の利用人数の推移

保育所名	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
桃取	17	20	16	19	17
答志	72	71	67	68	59
松尾	20	17			
かがみうら	45	41	39	34	31
国崎	16	11	6	7	6
菅島	38	25	22	16	16
安楽島	124	116	107	94	85
小浜	14				
鳥羽	51				
池上	64				
坂手	7	8	5		
あおぞら		137	141	142	138
船津	94	93	91	90	66
相差	54	47	50	49	48
神島	4	4	4	7	14
合計	620	590	548	526	480

注：各年 4 月 1 日現在

保育所保育指針（平成 21 年 4 月改訂）に掲げられた保育の目標

- (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

個別施策24 放課後対策

小学生の放課後対策については、地域住民の協力を得ながら、共働きなどで家庭に保護者のいない子どもを預かる放課後児童クラブ事業と、「全児童事業」である放課後子ども教室事業、さらには障がい児の放課後対策である日中一時支援事業「いたずらっこ」の3事業を推進していきます。

開設場所や受け入れ人数の拡大、受け入れ時間・日数の拡充などを随時検討していくとともに、活動メニューの多様化、発達・発育上のきめ細かな配慮、安全対策の強化などを促進していきます。

〔参考〕放課後児童クラブの利用人数の推移

(人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
鳥羽放課後児童クラブたんぼぼ	35	35	27	33	35
エンゼル・クラブ	12	10	8	23	21
合計	47	45	35	56	56

注：各年5月1日現在

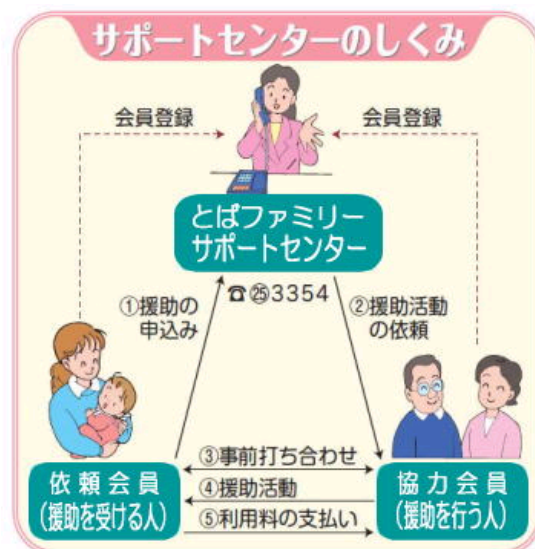
個別施策25 子育て支援サービス

保護者の急病や冠婚葬祭など急な用事の際、またはリフレッシュをしたい時に一時的に就園していない乳幼児等を預かる「一時預かり」については、「えくぼ保育所」で引き続き安定的に実施されるよう働きかけるとともに、離島地域など、市内各地の保育所での実施を順次進めていきます。

また、志摩市内にある「よいこ病児保育室」に志摩市とともに委託している病児・病後児保育事業については、市民への制度の周知を図るとともに、手続き面など、利用しやすいしくみづくりを随時検討していきます。

会員制の互助的な「住民参加型在宅福祉サービス」については、子育て支援に特化した「ファミリー・サポート・センター事業」をNPO法人えくぼキッズが実施し、高齢者や障がい者支援が中心の「ほっとスマイルサービス」を鳥羽市社会福祉協議会が実施しています。これらのサービスの利用を促進するとともに、協力会員の拡充に努めていきます。

ファミリー・サポート・センター：育児の援助を行いたい人と、受けたい人の双方が会員になり、地域の中でお互いに助け合いながら活動する組織。援助を行う場所は原則協力会員の自宅だが、子どもの状況により、依頼会員の自宅に協力会員が出向いて活動することもある。鳥羽市の制度では、1時間に700～800円を依頼会員が協力会員に支払う（兄弟姉妹を預ける場合、2人目からは半額）。



ほっとスマイルサービス：有償ボランティアをしたい人と、受けたい人の双方が会員として登録し、連絡調整を行うことで援助を結びつけるサービス。鳥羽市社会福祉協議会で実施をしており、掃除、洗濯、買い物、話相手、代読、外出時の付き添い、託児などを行っている。

主要施策 13 子育て家庭への支援の充実

個別施策26 ひとり親家庭支援

ひとり親家庭等への生活の安定と自立の促進を図るため、母子自立支援員等による相談・支援活動の充実に努めるとともに、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付など、各種支援制度の周知に努めます。

児童扶養手当は、平成 22 年度から父子家庭への対象拡大を図ります。

個別施策27 療育・発達支援と障がい児福祉

発育・発達の課題を早期に発見し、適切な療育・発達支援を行うことは、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、その子のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。

鳥羽市では、乳幼児健診や保健師等の家庭訪問、各種機関での相談、医療機関受診などによる早期発見・診察、1歳6か月児健診事後フォロー教室や、発達支援室クオール等での「児童デイサービス」、児童福祉法上の障害児通園施設（肢体不自由児施設「草の実リハビリテーションセンター」（津市）、重症心身障害児施設「なでしこ」（明和町）等）などでの療育・発達支援、保育所・幼稚園・学校での特別支援教育を通じ、南勢志摩児童相談所や伊勢保健福祉事務所、特別支援学校など専門機関との連携のもと、ライフステージごとのきめ細かな療育・発達支援システムを展開していきます。

そのために、地域自立支援協議会の組織体制などを活用し、子育て支援センターを中心に、子ども発達サポートネットワークを形成していきます。

また、居宅介護・重度訪問介護や短期入所（ショートステイ）、児童デイサービス、日中一時支援事業など、障害者自立支援法上の障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、これらのサービスの提供にあたり、障がい児家庭の費用負担の抑制に努めます。

個別施策28 経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担の軽減は、将来にわたる投資であり、「子ども手当」など、国・県の制度を有効に活用していくとともに、子育て世帯以外の市民の理解が得られる範囲で、可能な限り、財源を優先的に充当できるよう努めます。

また、子ども医療費などについて、医療機関窓口での一時的な負担の撤廃、低減に努めていきます。

「子ども手当」の概要

- ① 従来の児童手当を包括する形で対象、支給額を拡充。中学生修了年限までの児童に月額 26,000 円を支給。
- ② 平成 22 年度から開始。ただし、平成 22 年度のみ月額 13,000 円。

主要施策 14 地域における子育て環境づくり

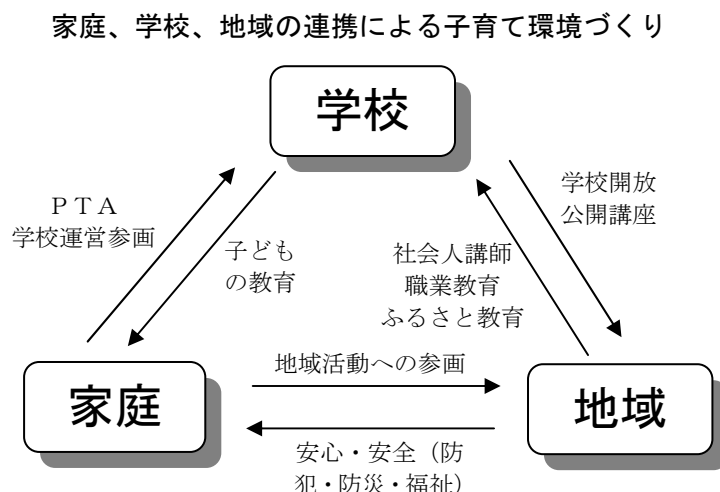
個別施策29 地域子育て支援の推進

子どもたちが地域で様々な人々と関わりを持ちながら、健全に育つよう、個人有志や民生委員・児童委員、主任児童委員、社会教育指導員、青少年育成指導員、保護司などの地域活動リーダー、自治会・町内会、子ども会、婦人会、老人クラブなどの地域団体、各種のボランティア団体・NPO法人、さらには漁協・農協、商工会議所、青年会議所など産業・まちづくり団体などにおける、子どもたちをまきこんだ地域活動を促進していきます。また、こうした活動の指導者の育成や、NPO法人格の取得支援など、組織強化支援に努めます。

個別施策30 家庭、学校、地域の連携

保育所、幼稚園、学校において、子どもたちが地域の人とふれあいながら様々な体験を通じて学び、成長できる機会づくりに努めます。

また、家庭と、教育・保育の場、地域の三者が相互に密に連絡し、子どもの健全育成のための課題抽出やケース検討、事業・活動の企画が日常的に行われるネットワークづくりに努めます。



個別目標 6 個性豊かな子どもを育む

〔めざす姿〕

保護者も教師も地域の人々も、真剣に子どもたちに向き合い、相互の信頼関係のもと、個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲を持ち、社会の変化に主体的に対応できる子どもたちを育てています。

主要施策 15 家庭教育への支援

個別施策31 学習機会

子どもの教育について第一義的責任を有する保護者が、生活習慣や自立心の確立にむけた教育やしつけを適切に行うことができるよう、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

個別施策32 情報の提供

保育所、幼稚園、学校において、連絡ノートやお便り、携帯メール、ホームページなどの媒体や、保護者会、個別懇談会、家庭訪問などにより、保護者の家庭教育や子育てに役立つ情報を積極的に提供していきます。

また、広報とば、鳥羽市ホームページ、ケーブルテレビなど、一般市民を対象としたマスメディアの活用にも努めます。

主要施策 16 就学前教育・学校教育の充実

個別施策33 就学前教育

かもめ幼稚園では、一人ひとりの発達・発育の状況にあわせながら、国の幼稚園教育要領に基づき、「生きる力」の基礎となる「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域の教育目標の達成をめざした教育を推進します。保育所についても、改正保育所保育指針に幼児教育の推進が位置づけられたことをふまえ、幼児教育を充実していきます。

また、発達・発育上の課題にきめ細かく対応していくための人材の育成・確保に努めるとともに、預かり保育など多様なニーズへの対応に努めます。

新しい幼稚園教育要領（平成 21 年 4 月 1 日）で示された、5 領域の教育目標

健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

個別施策34 学校教育

小中学校では、教育基本法や学校教育法、学習指導要領に基づき、「生きる力」を育む教育を推進します。

新しい学習指導要領の移行期（平成 21 年度から一部内容を先行実施。完全実施は小学校が平成 23 年度から、中学校が平成 24 年度から）にあたるため、教育現場において、「小学校の外国語活動」など、改訂事項への円滑な対応に努めます。

基礎・基本に重点を置き、確かな学力の定着と、生活習慣の確立、体力づくりを図るとともに、情報教育や国際理解教育など、社会の変化に対応していける多様な教育を推進します。また、鳥羽市社会福祉協議会と連携しながら、児童・生徒を対象としたボランティア教育の強化に努めます。

また、発達・発育上の課題にきめ細かく対応していくとともに、安全・安心の学校環境づくり、さらには食育など地域に根ざした教育の推進に努めていきます。

また、離島・漁村地区の個別の教育的ニーズに対応するため、よりきめ細かな教育指導体制の充実に努めます。

平成 18 年に制定された教育基本法の「義務教育の目的」（第 5 条第 2 項）

各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う

平成 19 年に学校教育法に加えられた「義務教育の目標」（第 21 条）

1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
3. 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
4. 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
5. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
8. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
9. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
10. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

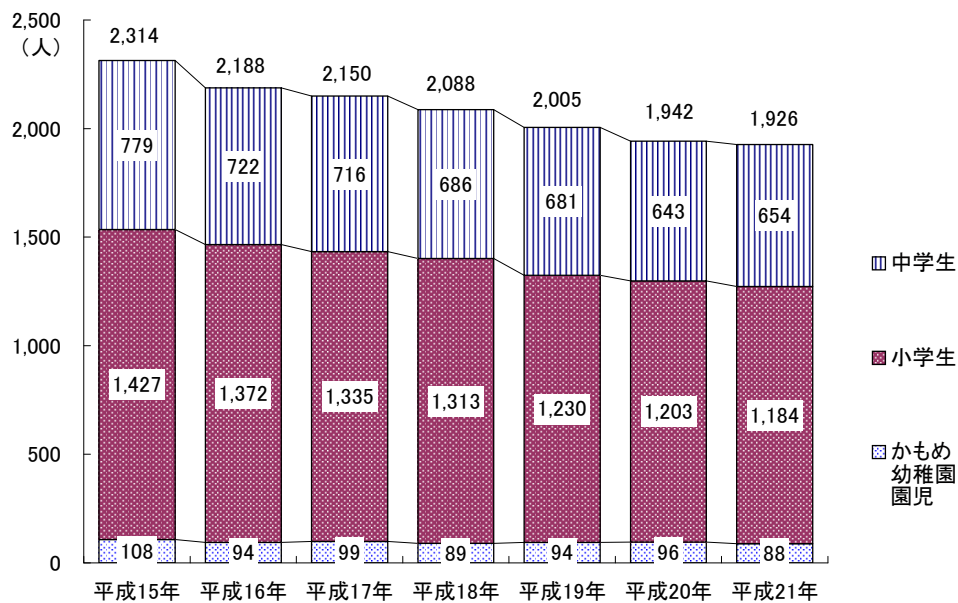
「生きる力」とは

- 1 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 2 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- 3 たくましく生きるための健康や体力

小中学校の新しい学習指導要領のポイント

- (ア) 言語活動の充実
- (イ) 理数教育の充実
- (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実
- (エ) 道徳教育の充実
- (オ) 体験活動の充実
- (カ) 外国語教育の充実
- (キ) 新しい時代に対応した教育の充実

市内の幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日）

主要施策17 社会教育・社会体育活動の推進

個別施策35 社会教育・社会体育

夏休み親子教室や鳥羽少年探偵団、わくわく水泳教室、巡回スポーツ教室などの教室や、鳥羽市子どもフェスティバル、市民大運動会、小中学校相撲大会などのイベントなど、子どもたちが積極的に参加できる社会教育・社会体育活動を推進していきます。

文化協会、鳥羽恐竜振興会、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、その他自主グループなど活動団体や、講師となる人材の継続的な育成に努めます。

また、図書館・学校図書室等では、蔵書等の充実に努めるほか、おはなし会など、子どもや親子連れをターゲットにした事業を充実していきます。

さらに、保育所、幼稚園、小中学校と連携しながら、人権教育を推進していきます。

個別施策36 青少年活動

青少年活動の核となる子ども会、ジュニアリーダーの育成に努めます。

また、青少年を支える側である、鳥羽市青少年サポートセンター、青少年育成市民会議による啓発、相談、指導、環境浄化活動の充実を促進していきます。

主要施策 18 子どもの心の問題を解決する取り組み

個別施策37 相談の充実

鳥羽市では、児童生徒の心の悩みに関する相談として、平成 21 年度現在、小学校 1 校と中学校 3 校にスクールカウンセラーを設置するとともに、未設置の学校においても、年間を通じて、鳥羽市教育支援センター「HARP」(ハープ)の相談員が巡回相談を行っています。

子どもたちが様々な悩みを気軽に相談できるよう、相談しやすい雰囲気づくりや、スクールカウンセラー等相談員の確保・資質向上に努めていきます。

個別施策38 指導・支援の充実

鳥羽市教育支援センター「HARP」(ハープ)では、悩みなどから登校できない状態になっている児童生徒に対して、通級による学習指導や、再び通学できるようになるための精神的・物理的な支援を行っています。

今後も心の悩みを持つ児童生徒への適切な支援に努めていきます。

主要施策 19 次代の親を育てる教育環境の充実

個別施策39 親となるための学習

保育所、幼稚園、子育て支援センターにおいて、中高生、大学生の保育体験等を積極的に受け入れていきます。

個別施策40 思春期保健対策

学校では、保健体育の授業や総合的な学習の時間などを通じ、大人になることや結婚、出産についてのこと、喫煙や薬物等の害悪など、思春期保健教育の充実に努めていきます。

社会教育の場においても、こうした内容の教育活動の実施を促進していきます。

第6章 数値目標

保育関係サービスの数値目標

1 実施箇所数の目標

	20年度実績	26年度目標
長時間保育	4か所 (かがみうら保育所・安楽島保育所・あおぞら保育所・船津保育所)	4か所
延長保育	1か所 (あおぞら保育所)	1か所
夜間保育	認可外保育施設の自主事業	認可外保育施設の自主事業
休日保育	1か所 (あおぞら保育所)	1か所
病児病後児保育	1か所 (よいこ病児保育室)	1か所
放課後児童クラブ	2か所 (鳥羽放課後児童クラブたんぼぼ、エンゼル・クラブ)	3か所
一時預かり	1か所 (えくぼ保育所)	5か所
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	1か所	2か所
ファミリーサポートセンター	1か所	1か所

2 1日平均利用人数の目標

	20年度実績	26年度目標
認可保育所0～2歳	119人	92人
認可保育所3歳以上	361人	265人
認可保育所合計	480人	357人
認可外保育所0～2歳	1人	10人
認可外保育所3歳以上	0人	10人
認可外保育所合計	1人	20人
幼稚園	88人	110人
長時間保育	110人	110人
延長保育	9人	20人
夜間保育(市事業)	0人	0人
休日保育	6人	8人
放課後児童クラブ	56人	90人

3 年間延利用日数の目標

	20年度実績	26年度目標
病児病後児保育	10人日	80人日
一時預かり	27人日	600人日

母子保健サービスの数値目標

	20 年度実績	26 年度目標
新生児家庭のうち保健師が訪問できた割合	96.0%	100%
4 か月児健診受診率	95.4%	100%
7 か月児健康相談受診率	82.4%	100%
10 か月児健診受診率	90.9%	100%
1 歳 6 か月児健診受診率	94.7%	100%
2 歳児歯科検診受診率	91.0%	100%
3 歳児健康診査受診率	92.9%	100%

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」に関する数値目標

	20 年度実績	26 年度目標
第 1 子出産前後の女性の継続就業率	49% (アンケートから)	55%
母の育児休業取得率	24% (アンケートから)	20 年度より 上昇させる
父の育児休業取得率	0% (アンケートから)	20 年度より 上昇させる
週労働時間 60 時間以上 雇用者の割合 (男性)	16% (17 年国勢調査)	8%以下
週労働時間 60 時間以上 雇用者の割合 (女性)	8% (17 年国勢調査)	4%以下